

第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 1 1 日

平成22年第2回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年6月11日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成22年6月11日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成22年6月11日 午後3時50分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	欠 員
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	病 休	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	5 番	金 城 英 雄		
会 議 録 署 名 議 員	2 番	中 村 秀 克	3 番	金 城 善 昇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 平 優
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監 兼 総 務 課 長	垣 花 健	教 育 課 長	宮 村 英 美
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		
	公 営 企 業 課 参 事	金 城 英 幸		

平成22年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成22年6月11日午前10時00分開議）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		一般質問
6		提出議案の説明について（議案第22号～議案第29号）
7	議案第22号	専決処分の承認を求めることについて（平成21年度座間味村一般会計補正予算）
8	議案第23号	専決処分の承認について（平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算）
9	議案第24号	専決処分の承認について（平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算）
10	議案第25号	専決処分の承認について（平成21年度座間味村一般会計補正予算）
11	議案第26号	専決処分の承認について（平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算）
12	議案第27号	専決処分の承認について（平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算）
13	議案第28号	専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）
14	議案第29号	専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
15	報告第1号	座間味村繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
16	報告第2号	座間味村繰越明許費繰越計算書について（簡易水道）
17	議案第30号	平成22年度座間味村一般会計補正予算について
18	議案第31号	職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
19	議案第32号	座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
20	議案第33号	座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
21	議案第34号	座間味村有償バス運行条例の制定について

日 程	議 案 番 号	件 名
22	議 案 第 3 5 号	座間味村有償バス使用料徴収条例の制定について
23	議 案 第 3 6 号	座間味村地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について
24	発 議 第 4 号	全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める要請決議について
25	発 議 第 5 号	消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書について
26	発 議 第 6 号	子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書について
27	発 議 第 7 号	義務教育費国庫負担拡充のための意見書について

平成22年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（第1号の追加1）

（平成22年6月11日午後3時45分開議）

日 程	議 案 番 号	件 名
日程第1	発 議 第 8 号	座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから平成22年第2回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましてはお手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成22年3月12日～6月11日まで

3月12日	三校卒業式
3月26日	村慰霊祭（平和の塔）
3月27日	花とくじらの音楽祭
4月 8日	三校入学式
4月25日	米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還を求めるとともに、県内移設に反対し、国外・県外移設を求める県民大会（読谷村運動公園）
4月28日	県・市町村行政連絡会議（自治会館）
5月15日	県植樹祭（豊見城市豊崎）
5月18日	全国町村議長・副議長研修（東京）
5月20日	南部地区市町村議長会研修（久米島）
6月11日	第2回定例議会

日程第2．行政報告を行います。

村長からの行政報告の申し出がありましたので、これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲） おはようございます。きょうも一日よろしく願いいたします。

それでは平成22年第2回座間味村議会定例会、行政報告を行います。平成22年第1回座間味村定例議会3月11日以降の主な事項について、行政報告をいたします。

行 政 報 告

平成22年6月11日

平成22年	3月12日	3校卒業式（座間味校）
	15日	県観光企画課来訪
	16日	中央保健所来訪（保健事業報告会）
	20日	阿嘉・慶留間祭り
	24日	教職員退職・離任式
	26日	座間味村慰霊祭
	27日	クジラと花の音楽祭
	29日	「飛鳥」にて歓迎セレモニー
	〃	阿真区から要請

3月30日	消防広域化等研究協議会
〃	南部離島町村長連絡協議会
4月 1日	辞令交付式
2日	教育委員会辞令交付式
〃	臼井先生激励会
7日	沖縄地方協力本部長（自衛官募集相談員連盟委嘱）
8日	3校入学式（座間味校、慶留間校）
9日	座間味幼稚園入園式
16日	時事通信那覇支局長取材
17日	うみ開き
19日	座間味ダイビング協会総会
25日	県民大会
26日	座間味校新任職員歓迎会
27日	国交省三石水資源研究室長来訪
28日	南部離島町村長連絡協議会
〃	県民の警察官表彰式
〃	市町村行政連絡会議
5月10日	南部振興会評議員会
〃	南部市町村会定例総会
〃	道路整備促進期成同盟会
〃	沖縄県道路利用者会議
18日	ラフウォータースイム、シーカヤックレース協賛者挨拶～19日
20日	簡易水道課長会議
21日	南部離島町村長連絡会議
〃	離島フェア実行委員会
25日	船舶改善検討委員会（委嘱状交付）
26日	村学力向上委員会総会
27日	座間味区総会
28日	阿真区総会
29日	体育協会バレーボール大会
31日	泊ふ頭開発上地社長面談
6月 1日	全国離島振興協議会総会（東京都）～3日
6日	阿嘉区総会
7日	阿佐区総会
8日	那覇警察署署長来訪

以上で報告を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

以上で、村長の行政報告は終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 中村秀克議員及び3番 金城善昇議員を指名します。

日程第4. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第5. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者及び答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。6番 宮里祐司議員。

○ 6番(宮里祐司議員)

おはようございます。それでは私からトップバッターで質問を3点ほどいたしたいと思います。まず1点目、本村の畜産業振興について。畜産振興策と口蹄疫に関する対応、支援策について伺いたいと思います。はじめに畜産業に対して、村として新たな振興策を考えているのかどうかをお伺いします。

○ 議長(宮平秀保)

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮平 優)

おはようございます。今後の振興策についてお答えします。本村における畜産農家は肉牛を飼育している農家が1件、山羊を飼育しているのが10件程度おります。畜産業の振興としてこれまで平成15年度に畜産基盤再生総合整備事業により、牛舎等の基盤整備を行っております。

○ 議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

○ 6番(宮里祐司議員)

基盤事業で牛舎をつくったということですね。それ以外に、先ほど肉牛と山羊のほうがあるというお話を伺いましたが、例えば肉牛と肉牛以外に何かほかに山羊を特産物にかえていくのか、それ以外には何かないですか。いわゆる家畜を新たに認定してふやしていくとか、もしくはふれあい牧場とか、そういうふうな方向性は進めていくとか、そういう考えはないでしょうか。

○ 議長(宮平秀保)

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮平 優)

現在のところは考えておりません。

確かに山羊については、この間、産業まつりのときには加工してすばらしい製品がありました。この件につきましても、山羊を養っている農家から話を聞きながら対策を考えていきたいと思います。

○ 議長(宮平秀保)

6番 宮里祐司議員。

○ 6番(宮里祐司議員)

わかりました。村長は何かありませんか。

○ 議長(宮平秀保)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

ただいまの畜産業の振興についてという御質問でございますが、おおまかな話は各担当課長から話をさせていただいたと思います。私は去年の選挙に当たりまして、私のマニフェストの中でも一次産業の振興とか、

あるいは地産地消というものの推進、あるいは確立という話をさせていただいております。これは畜産という枠にとらわれず一次産業の振興ということで大きくとらえて考えていきたいと思っております。方法論としてはこれから勉強させていただきませんが、さきに行われました産業まつりにおきましても、県の南部普及所にも久々にお手伝いをさせていただきました。そういうところお知恵を拝借しながら、あるいは御助言をいただきながら畜産だけではなく、一次産業全般がどうあるべきなのか。あるいは観光産業とのリンクができるのか、そういうところを全体として、もちろん盛り上げていきたいというふうに考えておきます。詳細はまたこれから勉強させていただきますので、報告を改めてさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。新たな振興策というのはいわゆる複合的な振興策というふうに位置づけていただければ非常にいい方向うまくいくんだと思っております。既存の業者なんですけれども、いわゆる子牛を現在、今月いっぱいまで出荷が止まっているんですけれども、これまでトラックに子牛を積んで沖縄本島に搬出しているんですけれども、非常に船舶の運賃に関してどうにか助成ができないかと。結局沖縄本島へセリを出しても往復分で利益が減るということで、実は口蹄疫の件でお話を伺いしに行ったときにもその話が出たんですよ。既存の業者に振興策として運賃をどうにか考えてもらえないかという意見があったんですが、その辺について、今後考えていただけるのかどうか。課長お聞かせください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

運賃については、今まで免除はできなかったけれども、その辺は予算を確保しながらできるだけこれに対応したいと思います。一応財源と話し合いをしてできるならば二、三回になると思うんですけれども、その辺は財源と相談してできるなら実施していきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。これはあくまでも担当課としてしっかり予算をつくって支援するということですよ。いわゆる船舶課におんぶにだっこで運賃を免除してくれという話ではないですよ。ぜひその辺もまた業者とも話をしながらぜひ努力していただきたいと思っております。

次に、先々月ですか4月20日に宮崎県内において口蹄疫感染が確認されました。昨日、6月10日にもまた新たに日本トップクラスの畜産基地都城でも感染が確認されたほか、宮崎市でも新たな感染の疑いが浮上しているということです。この蔓延の背景には、すごいメディアでもたくさん取り上げられていますけれども、いわゆる初動の遅れ、危機意識の薄さ、埋却地や人手不足による処理の遅れが原因だというふうに毎日報道されています。そこで先月の5月13日に実は私、口蹄疫問題に対してということで、役場のほうに質問状を私提出しました。5月13日です。今6月11日ですが、いまだにこの件に関して明確な回答をいただいております。この質問に対しての回答を今いただけますか、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

口蹄疫について、5月13日に宮里祐司議員から受けましたけれども、口蹄疫の対策として5月中旬には

対象となる家畜を飼育している畜産農家を対象に消石灰を配布して外部の人が畜舎には入らないようには指導しております。また、村外からの侵入防止するためには船舶にも協力して本島において定期船の乗船前に足底消毒の実施をして、口蹄疫の感染予防に努めております。さらに万が一、村内に口蹄疫の症状の家畜を認められた際の対応策については関係機関とその後対応して、対応策にしてその指示に従って必要な対応策を講じていきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

沖縄本島のほうで、もう既に対策始めているんですか。消毒の対策というのは。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

訂正します。今、動物薬局で薬品を注文しているんですよ。それが届き次第、先週の月曜日に注文したんですけども、きょうかあしたぐらい届くなと思ひまして、消毒液を2,000倍に薄めてやるものですけども、届き次第、足底消毒をやっていきたいと思ひます。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。二、三日中に沖縄本島のいわゆる水際ですよ。船で入ってくるはしけの部分さえ押さえれば、まず最初の初動としては改善できるということですよ。はい、わかりました。ただいまの説明で座間味村のスタンスがよくわかりました。実際、家畜だけの問題ではないんですよ。座間味村内には野山羊だとか、天然記念物のケラマジカもいます。結構、深刻な問題に私は発展してくると思うんですよ。また観光地ということもあって、いろいろな県、いろいろな国の方々がいらっしゃいますので、本当にこれは安易に考えてもらっては困ると思ひます。今回の口蹄疫に関してはやはり先ほどもお話しましたが、初動の遅れが、本当に問題視されているんです。我々座間味村の村民もそうですけれども、一番何を求めているか。座間味村としていち早く、この件に関して対応策を協議していわゆる対策を行ったということを早目にリリースすること。これに尽きると思うんですよ。実際に1カ月以上たって、私も牛舎がある阿真区民のほうからそういう話を受けていまだに説明できない状態にいます。いわゆる処理の構造自体。行動が見えないということが一番の問題。今全国的に取りざたされている問題。座間味村もまさにそのまま行政の業務云々が問題になってくると思うんですね。これは一課の職務不履行による行政全体が今非難されつつあります。座間味村自体の行政が。これはこの間の区の総会におきまして、いろいろな部分で批判めいたことも出ていたんですが、それは何よりも単純な意思疎通ができていなかったことというのが私は原因、不信感をつのらせているのではないかなと感じたんですけども、課長、実際私が出した質問状、そんなに難しいことではなかったんですけども、これに関してすぐ回答ができなかった理由。何か仕事が多いのか、それともほかにやることがいっぱいあってできなかったのか。部下の職員がやらなかったのか、それをお聞かせください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

部下に調査をさせたんですけども、私のところで取り組んで報告ができなかったのです。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

村長、実際住民との信頼関係が構築できない。これは本当に村長の立場上、大変厳しくなってきます。深刻な問題です。私は民意を反映して申し上げたいことはいわゆる役場内の生産性の向上、仕事をできることからどんどんやっていく。そういうことをできないと本当に信頼関係がどんどん崩れていきますよね。そのためには何が必要なのか。生産性を向上するため村民との不信感を拭うために何が必要なのかということを今の課長の発言を踏まえて村長のお考え、お伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの件ですが、まず口蹄疫の問題につきまして、先月の初めのころですか、宮里議員から質問状が届いているのは私も承知しておりまして、担当のほうにもちゃんと対応するよということまで話をさせていただいております。その後、しばらくして他自治体の状況も勘案しながら特に隣村の栗国村におきましては私たちが今やろうとしている船に乗る前に足底の消毒をする。靴底の消毒をするということをしておりましたので、そういうことをやっていきたいという担当課からの報告がございました。しかしながら、そういう対応は職員としてやっていたとは思いますが、そういう一生懸命に頑張っている議員の先生方の質問に対して真摯に回答するのができなかった。これはまさしく私も含めて職員の怠慢だというふうに考えております。これからはこれだけの問題ではなくて、私は常に住民の目線でという話もさせていただいておりますし、危機管理意識をちゃんと持った行政組織をこれからも一生懸命構築をしていきたいと思っております。今回の回答が非常に遅くなってしまった件、それもまたこの議会で取り上げられてしまったことの件に関しましては深くおわびを申し上げたいと思っておりますが、これからは一生懸命頑張って職員一同やっていきたいと思っておりますので、御協力、御了承をいただきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。民意が求めていることは何なのかということ、凡事徹底だと思っております。大きなことではなくて、やはりコツコツと凡事を徹底して業務を行っていく。そういうことがやはり非常に重要だと思っております。どんなにいい政策を打ち出してもやはり凡事が徹底されていなければ結果は生まれません。非常に耳の痛い話かもしれませんが、今の私の意見も含めて真摯に受けとめて、ぜひ改善していただきたいと思っております。

それでは2点目質問をやります。船舶事業の改善策について。設置された船舶改善委員会について伺う。まずは委員会の開催状況、あと委員、どのような方々が委員になったのか。あと委員の任期、この3点をお聞きします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの宮里議員の船舶対策について、委員会についてです。去った5月25日に第1回の開催を実施いたしました。委員は7名で、メンバーとしては阿嘉区長 喜屋武栄弘さん、阿真区長 糸嶺さん、商工会代表で宮平安弘さん、座間味ダイビング協会から又吉英夫さん、垣花薫さん、それと阿武靖士さん、船長としてはフェリーごまみ船長の松本忠信さん、以上の7名。あとは事務局から3名ということで。任期は2年

間ですね。平成24年3月31日まで。第1回ということで村長による交付後に事務局側から出て、たくさん議題がありますけれども、6項目ぐらいをまず検討していこうと。その中に周辺からいろいろ検討事項があれば、またいろいろ議論してやっていきたいということで、当面はまず第一に挙げるのが予約、これも以前から金城議員から話があって予約について、まずそれからやろうと。ドック輸送そしてドックの時期、それと今の内航路線の時間単位とか、それと回数券、一応6項目を挙げていますけれども、たくさんあると思いますけれども、一応当面そういうことでやろうということで説明をしております。次回開催は6本の末ごろ、24日あたりに予定はしています。その議題の中によって、いろいろ専門知識のある方々の時間を調整しながらお招きして議論していこうという話し合いもその中でやっております。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

次に質問しようとしたことまで全部しゃべってしまったので何を言おうか迷っていますけれども、実際、この船舶改善委員会の件は金城善昇議員の肝いりの策で上がってきたものだと思いますが、今言った6項目、確かに前々から住民から苦情が出ている部分であります。その利用者、住民もそうですけれども、いわゆる観光客の方々の声とかも、生の声を真摯に受け止めて改善しなければ根本的な解決策にはならないと思います。島の将来を担っているのは、私は実は船舶だと思います。お年寄りや子供たちもそうですけれども、全員が利用して沖縄本島まで出ると。それがなければ非常に子供たちに関しては、中体連、小体連だとか、そういうのもやはりできない。全体を担っている事業だというふうにしっかりと把握して行ってほしいと思います。

次に、一番重要な部分で運賃が高いだとか、下げるとかそういう議論の前にどうしても財源的な部分が必要ネックになって出てくると思うんですが、今年度平成21年度ですか、いわゆる航路事業費が歳入不足のことから今回のまた専決議案で一般財源から繰り出しがなされていると思います。後ほどまた詳しい説明もあると思いますが、船舶事業の歳入不足額といわゆる要因の説明をしていただけますか。お願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ここ4年間ですか、平成18年度から赤字経営に至っておりますけれども、簡単に申し上げますと一昨年は燃料の高騰と、去年はインフルエンザ等で。去年は一昨年より一昨年の18万1,000人に対して、平成21年度は18万ということで、これはあくまでも船舶航路の人数ですので、大体7,000名が平成20年度より平成21年度は減という形になっています。それに対して、最近ドックがだんだんかさんできたものですから、今年はやむなくちょっと県外のドックに充てました。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

毎回、同じようないわゆる理由ですよね。観光客が減った、燃料が高騰したとか、元々のいわゆる歳入見込みを割ったという部分だと思うんですが、歳入に関して乗客数だけではなくて、それ以外の事業はないかという部分も前々から議会ですべて質問されている事項だと思います。例えばネーミングライツ等の広告収入、いまだにやはり動いていない部分があります。いまだにフェリーごまみでありますし、そのネーミングライツの部分も二、三年議論があると思います。あれをやっておれば、いわゆる奥野山球場はセルラースタジアムということで、二、三千万円の広告収入が得ているということも新聞に出ていましたけれど

も、このネーミングライツをいまだに導入しない。いわゆる旅客以外には目を向けない。ここは非常に問題だと思うんですけども、必ず改善委員会でもこの点が出てくると思いますが、そのいまだに導入しない理由とか、今後、どのように抜本的な歳入不足を解決するのか。その部分をお聞かせください。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

旅客以外の収入として、船内広告等、平成21年度の予算にはたしか84万円ぐらいの広告料として計上されたと思います。これについてもくわしくは改善委員会にかけてやっていこうと思っておりますけれども、しかし、場合によってはこれが先になるかもわからない。一応もう目安としての予算は計上してあります。3月31日までどうしても歳入は充てないといけないと思いますので、これをゼロにしては困るなという考えを持っている。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

この件に関しても、また改善委員会等で話が出てきたら、それで検討するということですね。実際に議会で何回も提案して、なかなかうまく進んでいない状況で改善委員会でその議案が当たっても果たして、この意見が反映されるのかなというちょっと不信感を持ってしまいますので、次回改正予定が6月末ごろということですので、審議事項、いわゆるこの委員会を開かれてこういう審議事項がありましたということをごひ村の広報紙で広報していただきたいと思います。広報は可能ですか、予定はありますか。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今、ネット等も活用してそういうものを広報しようという考えを持っています。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

3点目最後ですね。港の整備についてです。各区から区といいましても区民と区長だけではなくて区民からもさまざまな要望事項が上がっていて、その件でちょっと1点ずつお聞きしたいなと思います。まずこの間、慶留間の海びらきに私は参加しました。中村秀克議員もいらして非常にいい海びらきだったんですけども、そこで何かビーチの砂がよく削り取られるだとか、波が入ってくるとか、いわゆる原因は何だということを確認すると、堤防に擁壁がなくてテトロだけ積まれていると。その状況で南風が入ったために大きなうねりがそのまま港の中まで入ってくるという話だったんですけども、実は堤防も今後擁壁等も含めて建築するような県に要望が上げられるのかどうか、あとは船揚げ場の進捗状況、去年予算がついた船揚げ場の建築の進捗状況、2つお伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

慶留間の堤防については8月に港湾課でヒアリングがありますので、そのときに要望していきたいと思えます。

船揚げ場については、今現在、一応は上げる駐車場はできておりますけれども、駐車場については補助事

業で完了をしております。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

補足させていただきます。船揚げ場に関しては完了ではないですよ。あれは去年の臨時交付金で国からいただいたお金がありましたので、一部活用できる場所がありました。そこを整備をしたということで、元々からありました慶留間区民からあります要望に対しては十分、要望を反映するほどの整備ではないというのは認識しております。これに関してはまたこれからも引き続き粘り強く要望していくということでございます。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。次、これは阿嘉のほうのダイビング業者何社からかちょっと話を聞いたんですけども、新しくできた新港の船揚げ場の部分に巻き揚げ機をつくってくれないかというそういう話があったんですが、もちろん阿嘉の議員もお二人いらっしゃいますので、その辺は耳に入っていると思いますが、要望事項としてどうでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

阿嘉新港の巻き揚げ機については、地元の意見を参考に費用対効果も視野に入れながら、今後検討いたしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。この件に関しましては金城勝英さんからも後で御質問があると思いますので。

次に、阿真港のしゅんせつの日程をお聞きしたいと思います。4月ごろにしゅんせつをやるという話があったんですが、今は何か9月とか、10月ぐらいに延びただとか、阿真区民のほうが結構どうなっているのかという質問を受けていますので、お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

一応、阿真港のしゅんせつに関しては11月に実施する予定です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。11月ですね。続いて、去年、座間味港のほうなんですけれども、東側バースの舗装、西バースの巻き揚げ機、西に関しては写真つきで非常に危険な船の上げ下ろしの作業をユンボで行っているということを質問したんですが、この2つについてお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

東側の舗装ですが、巻き揚げ機についてもこれも県に要望していきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

東側バースは平成22年度の要望事項として、もう上げているんですよね。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

はい、上げておりますので、7月に土木との話し合いがあると思いますので、そのときに要望したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。最後に阿佐港なんですけれども、阿佐港、ゲートボール場になっているところがありますよね。あそこは前々からゲートボール場として利用する方がいないのであれば、向こうに船を置く場所にどうにか舗装して使えないかというお話があって、それで実際からゲートボール場として登録か何かされているから、ほかに利用ができないと言われたという阿佐区民の方のお話をお伺いしたんですが、そういう要望が今まで上がっていたのかどうか。実際、今後可能なのかどうか。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

要望は聞いてはいますけれども、まだ対応策が出ていない状況です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。今5点の質問だったんですが、実は今私が質問した事項というのは5区字の区長が要望事項として上げる仕事なんですね。そこで何が言いたいかというと、いわゆる議員として、私はぜひ行政にお願いしたい部分は、月に1回役場での定例区長会というのが開催されています。それだけでは実はもう足りないんですよ。いわゆる説明ができていない状況があって、ぜひ定例区長会とは別に月に1回、課長がいわゆる区に出向いて、その区長と話し合いをしながら今まで上がってきた要望事項の進捗状況をしっかり説明する。新たな要望事項があったらそこで聞き取りをすると、それを実はお願いしたいんですよ。いわゆる意思の疎通ができていないというのが先週の阿佐の初会に参加した私はそこに非常に感じたので、いわゆる進捗状況の説明、言われたことに関しては実はできないのであればできないんでいいんだというふうな区の方の意見が結構出ていましたよね。その説明も含めて、ぜひ役場のテーブルの上で月に1回会議する

だけではなくて、1時間、2時間でもいいので可能な限り出向いて、そこで現場で実際、話をさせていただきたいというふうに思います。区民から寄せられたみんなの意見が本当に耳の痛かった意見というのは、いわゆる説明責任を果たさなかったためにいわゆる生まれた不信感以外の何物でもないと思いますので、ぜひ課長、月に1回は区に出向いて進捗状況等また聞いていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

区長会の担当は住民課が窓口になっております。今、宮里祐司議員がおっしゃったように月に1回、10日に決めて区長会を開かせていただいております。その中でいろいろな御意見があるんですけども、今まで確かに現場に出向いたことはございませんので、今後、そういう御意見を吸い上げながら、また今回、慶留間以外の総会は終わっておりますので、御意見があったことを取りまとめながら進捗状況を御報告して、また担当課長と担当職員も一緒に現場のほうに出向いていながら処理していきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

はい、わかりました。ぜひ住民が何を求めているかということに耳を傾けて、今後また村政運営を村長、一般職員の皆様頑張ってくださいと思います。以上で私の質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

続きまして、8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

では一般質問を3点ほどお願いしたいと思います。第1点目でございますけれども、阿嘉新漁港の船揚げ場の施設整備についてでございます。当船揚げ場には、漁船、漁具作業施設は建設されているが、漁船の清潔又は修理等をするに巻き揚げ機が無設置のため漁業者から早急に整備してもらいたいという要望があるが、その計画をお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

阿嘉新港における巻き揚げ機の設置については、利用者が見込まれる船舶等の利用調査を行い、また地元の意見も参考にしながら利用に見合った整備を県に要望していきます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この新港につきましては今の漁船、漁具等の物におきましては例えば県の漁港の第何次計画とか、そのものに含まれた施設の中で今整備されると思います。その中で前は巻き揚げ機等とか、そういうのも設置をやるというような計画があったんですが、それはどうなっていますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

確かに平成19年度ぐらいですか、巻き揚げ機の設置の話はあったそうです。あって、そのまま要望がなかったもので、そのまま流れているんですけども県のほうは今、県が今年事業しているんですけども、

農林のほうは巻き揚げについては話し合いは対処したいという話でありますので、その辺を考えております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

今、課長のほうから先ほど船主とか、いろいろの漁業者の問題等、いろいろな人数等を調べましてから要望したいというようなことなんですけれども、これにつきましてはやはり例えば漁業者が従事したが、この例えば人数に足りなかった場合は、設置はやらないという考えなのか、こういったものをちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

漁船の数とか、そういうのは少なかつたらできないというそういう話ではないんですけれども、一応何隻に利用されているかというのは状況は調べてくださいという問い合わせがありました。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これは例えば漁業の振興におきまして、私どもが議会がいろいろ一般質問等に出さなくても、私はやはり行政としましてはこれは前々からそういったものを要望していくのが建前ではなかったかなどこのように思っているわけでございます。なぜかといいますと何もつくっていないところでしたらやはり考えられないんですけれども、あのように立派な漁船、漁具の施設を県のほうがつくっているんですよ。前の課長に言わせると、第何次計画にいろいろなものが入っていることになるんですけれども、これに入っているのか、入らないかというのも非常に、前は入っているという話も聞いたんですけれども、だからこういったものはやはり親身になって、産業振興のために村はいろいろと勉強してもらいたい。このようにどう思いますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

はい、わかりました。これに関しては研究していきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

勉強するのはあと何十年かかるかわからないんですけれども、とにかくこういったものはやはり補助事業でないといけない施設なんです。1,000万円ぐらいかかると思うんですよ。800万円か1,000万円かかると思います。大体10トン級ぐらい持ってこない漁船が揚げられない。このような巻き揚げ機でございますので、やはり補助をもらうように早急に整備を図ってもらいたいと要望いたします。これにつきましてできますかどうかお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

要望にこたえられるよう頑張りたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

また課長がそういう意気込みがありますので、早急にできることを期待して、この第1点目の質問を終わりたいと思います。

次に、観光産業についてでございますが、本村の主産業である観光は、毎年入域客数が減少傾向にあり、村は促進を図るため村長カラーを出し、単独事業として（しーぶん商品券事業）を計上したが、使用状況についてお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

ただいま金城議員の御質問にお答えいたします。このしーぶん券については総務課の企画のほうで担当しておりますので、私のほうから回答させていただきます。まず御質問のあります使用状況についてですけれども、これについてはまだ実施はしておりませんので、この場で使用状況を御報告する段階ではないことはまず御了解いただきたいと思います。このしーぶん商品券なんですけれども、これは御存じのように宮里村長の発案の村単独の経済対策として実施を予定しております。これまで村の商工会等々で、このしーぶん券の実施時期、広報する対象、交付の方法などについて意見交換会を数回開催しております。この中で意見が出てきたことなんですけれども、やはり実施するに当たっては周知期間をある程度持つべきだと。例えば第1回の会議は2月ごろにやったんですけれども、これからやってすぐ4月に実施というのはどうも誘客にはつながらないんじゃないのという意見がたくさんありました。また、実施時期については夏場のオンシーズンについては既にもう予約が入っておりまして、しーぶん券を目当てにした新たな誘客効果は見込めないと御意見をいただきましたので、実施時期については今年の秋ごろからをめぐりに現在、細かな準備を進めているところです。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これはまだやっていないという意味ですね。これにつきましては非常にいい考えだと思うんですけれども、観光というのは5月ごろから9月ごろが非常にピークでございますね。だからその実施時期につきまして冬場から実施しても、また繰越事業になる可能性は十分に考えられるわけです。なぜかというお客数が非常に少ないものですから使わないと思います。だからこういったものにつきましてはやはり非常に難しいところもあると思いますね。例えば商工会に加入している方たちとか、いろいろ言われているんですけれども、どのようにしてこの人の人数の把握をやるか。例えば民宿の方をお願いするのか。どういった人を人選して、その人の選定をやるのかというのは大変なものだと思います。だから今聞いてみますと、まだまだ実施はやっていないというんですけれども、とにかく冬場から始まっても冬場というのは人があまり来ないから、商品券の価値というのが少し薄れてくると思いますね。だからこれにつきましては、まだ実施をやっていないからあれですけれども、早急にそういう検討委員みたいなものがあるという話があるんですけれども、これを立ち上げまして、早ければ夏のピーク時から始まるようお願いしたいとこのように思います。それにつきまして村長はどう思いますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御提案ですが、観光の振興のために一生懸命頑張っていきたいと思ひますし、プラスして観光振興だけではなくて需要の喚起といひますか、どんどん消費をしていただけるような環境をつくりたいといひうのが私の考え方でござひます。その辺の大きな考え方をまず大前提に置きながら、主管課は総務の企画に置いてありますが、彼らの意見も尊重しつつ、また事業者等の考え方、それから観光客の動向等も踏まえつついろいろと勉強させていただき実施時期はまた改めて御報告をさせていただきたいといひうふうに思ひておひります。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これにつきましては早急にそういったのを表示するようにお願ひしたいと思ひます。それで2番目の質問を終わりたいと思ひます。

次、3番目でございますが、フェリーざまみの運航についてでございます。クィーンざまみのドック中（約2週間ぐらい）なんです、土、日曜の運航を2往復できないか伺ひたいと思ひます。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えしたいと思ひます。今年クィーンがドック中に臨時運航として座間味、阿嘉、阿波連に運航するという。大体177名の人員を運んでおひります。御提案にありますクィーンざまみのドック中（2週間）、2往復の運航につきましては、去った5月22日に検討委員会を立ち上げましたので、その中にまた今回の第1回の議論は大体決めてありますので、それが終わり次第、また検討して議論していこうかなといひう考えを持てておひります。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これにつきましてはやはり本村は観光で主産業を第一次産業として、今やっているわけでございますけれども、一人でも多く人を運ぶにはやはりそういったほうが、クィーンが足がないといひうか、隣村の渡嘉敷村が2航海やっているわけですね。だからこのようにしてやはり今から新しい改善検討委員もつくられていると思うんですが、その点においてもやはりそれ以上にまたいい方法が来るかもわかりません。これにつきましては、これに近いような運航の体制をつくってもらひまして、観光産業に寄与するようにお願ひしたいと思ひます。これで一般質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

続きまして、1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

まず一般質問の冒頭で宮里哲村長が昨年の6月1日に就任。去った6月1日で満1年といひうことで、本当に歳月人を待たずといひうんですが、本当にすばらしいことも実績も残しておひりますけれども、これからまた

マニフェストに向けてたくましく、揺るぎなくひとつ前進してください。では一般質問を行います。

通告のとおり順にやります。ごみ焼却炉の請負代金の請求について。平成19年8月の第一審判決から今日まで3年近く経過しております。ぶっきらぼうにどうなっているかということなんですけれども、この見通しについてよろしく願いいたします。そこで会計課長はその件については、裁判については村長から特命を受けているようでしたので、会計課長のほうからひとつよろしく願いします。一問一答でいきますので、簡潔にお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

ただいまの質問にありました裁判の件についてお答えをいたします。御質問のあります裁判の経緯についてはただいま争点整理を行っております。この争点整理において被控訴人から新たな主張があったために継続して行っております。去った平成21年9月の議会の全員協議会で状況を報告したところであります。その後の裁判の進捗なんですけれども、平成22年の4月先々に東京高裁のこれまでの争点整理がまとまりました。今回は6月14日、来週の月曜日になりますけれども、証人尋問が行われます。それを入れて判決の日程が決定をいたします。もう終盤に向かっているということです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ありがとうございます。裁判というのはいわゆるやっているうちに双方の主張があるという感じですね。これまで何度も争点整理が出てきましたよね。だからそういうことで今結審がなかなか進捗しないわけなんですけれども、それで伺いしましょうね。昨平成21年3月まで、これまで役場にいました県から派遣された幸地 東さん、それから担当課長、当時産業課長、これについて何回ぐらい昨年3月までに出張なされたんですかね。そして、平成22年度以降についても、どういう流れだったのかでよろしいですので、お伺いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

裁判に出席した回数の御質問ですが、幸地調整監、2カ年間座間味村に派遣されましたけれども、平成20年3月から平成21年3月までの間に16回裁判の打ち合わせ等での出張がありました。その間、県外のほうが9回です。私のほうですけれども、これは被公選人が裁判で訴訟したのが平成18年12月です。その時点から打ち合わせが始まっておりますので、私のほうがその打ち合わせ等を含めて、ちょっとデータが平成21年の12月までしかまとめてありませんけれども、その間の回数は12月まで32回です。そのあと五、六回ほどありました。約40回近くにありますが。その間の県外の回数なんですけれども、12月の間で8回、今年に入りましてから2回行っていますので10回。幸地さんと東京に行ったのは1回。双方で行ったことがあります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

はい、わかりました。次に今年に入りまして4月に東京高裁の争点整理がまとまっているということですね。これをちょっともう少し詳しく伺います。そして、ただいま6月14日が、3日後ですか、いわゆる証

人尋問が行われるというような日程になっておりますけれども、その辺を含めてお願いします。そしてそこでまた双方の言い分で、また新しく主張が出ないかどうか、本当は去年の12月定例議会でも3月には決着がつくと言ったでしょう。会議録がありますよ。だからそういうことでまた今年も14日といたら、二、三日後ですよ。どうなりますかね。双方のあれがまだ出てこないかどうか。そういう非常に考えられますよ。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

ただいまの質問にお答えいたします。まず争点整理の件ですけれども、これまでいろいろと弁論を東京高裁のほうで行ってきましてけれども、これについてやっと取りまとめたということで、争点整理というのがどういうものなのかといいますけれども、これは裁判所のほうが全部作成いたします。これまでの裁判の中で要するに何を争っているかという争点はこれこれですということを裁判所のほうから確認をいたします。あとはこの裁判の争っている内容の事案の概要ということと、それと前提事実、これは双方で争いが無い項目ですということで確認をいたします。それで裁判所はこれまでの双方の争点、お互いに言い分があるわけですから、これを控訴人そして被控訴人ということで双方の言い分を全部裁判所が受け止めた内容を全部整理をいたします。そういうのが要するに争点の整理ということでまとめるということです。次に次回の証人尋問なんですけれども、これはあらかじめ裁判所の法廷で弁護士が指定代理人に質問をいたします。相手方は島袋弁護士、久米社長、村のほうは宮里弁護士と私が答えることになっております。双方の持ち時間が20分。裁判所からの質問が10分ということで約1時間程度の時間になっております。これはあらかじめ質問内容は裁判所、それと相手方に渡しますのでどういうことを質問をしてくるかというのは事前に把握されておりますので、これで延びるということはないと思います。これまでの裁判の慣例からして。この尋問のやりとりを見て最終的な判断を裁判所が決めますので、次は判決というふうな経緯で処理されていく予定になっております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

課長、それはわかりました。裁判所で双方のものを整理をするわけですね。ですから私が言うのはさっき言ったんですけれども、素人の我々も法律はわかっていないんですけれども、そこでまた新たに、前にもそれがあったんです。新たに出たということで。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

確かに争点整理の段階では双方の意見を聞いて裁判官が争点整理を締めますという判断をするんですけれども、相手側から主張があってもっと新しい今までに述べていない新たなものを主張したいということで、これについては相手側の意見だけでは決められないものですから、裁判官が我々の村のほうの意見も聞きました。できれば終わらせてもらいたいというような意見も言ったんですが、裁判官としてはこれだけ時間がかかってはいるんですけども、あとは相手側の言い分もできれば聞きたいというようなこともあって、それでまた延びてしまったんですけれども、証人尋問が延びるということは裁判の今後の進め方としてはほぼないと思います。あらかじめ質問事項も出しておりますので、我が村のほうは18件の質問に対して答える準備をしております。相手方ですけれども出ていません。当日渡されるのが今のところもらっていません。こ

れで出ていないから延びるのかということになるのかなという心配はありますけれども、それは相手方のスタンスの問題で裁判官ではもうそういうものも出さないような審議というようなことで受け止められるか。証人尋問が資料の未提出で延びるということは聞いたことがないので、延びることはまずほぼないのではないかという予測をしております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

それについては、平成19年の8月に第一審控訴が始まりました。そのときに私も不思議に思っているんですけども、東京高裁はこんなに高価な施設をつくっているんですか。10億円近くも品物をすぐれものを使いなさいと。和解しなさいと言って、新聞にも載りましたよね。和解をすすめたんですよ。それに対してあれは期限付きだったんですけども、これも後で私が調べたら村はその対応、要するに期限付き、これはやっていなかったということで、それでおじゃんになったということなんですけれども、その辺を聞かせてください。経費の中ですからうるさく思わないで、ひとつ教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

確かに第二審が開催をして半年ぐらい経過したときでしたか、どうも双方の主張ばかりでなかなか解決の糸口が見えないということで、裁判所のほうから和解の提案がありました。それで約二、三回ぐらい和解案について第一案、第二案というようなことでいろいろなやりとりをやりました。当時は幸地さんはおりましたので、私も一緒に合わせて文書の作成とか、そういうのを一緒に作業をしましたけれども、相手側から25件の和解の条件が出されておりました。このときに多分、この案については議会のほう全員協議会みたいな形で説明をしたと思います。そういうちょっと記憶がありますけれども、その和解の条件が到底、現実的には受け入れられないというようなことで村は和解案を受けなかったということで、また争点整理に戻ったというようなことがありました。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

私は前村長のことを非難するわけではないんですけども、お互いに残の出し合いではなかったんですか。話を聞くと。だからあのときに和解案をちょっと資料を持っていますけれども、できなかったことではなかったと思いますよ、担当課長。だからこれは恐らく私は今年の6月14日と聞いたけれども、そんな感じですね。本当に心配していますよね。だからそういうことで謙虚な気持ちで、あなたも謙虚なはずだけれども、少しあなたもがじゅーではないですか。もう少し謙虚な気持ちになってやらないと、これは人間の問題ですよ。裁判というのは例えば例を言いますけれども、過去の話をやりますけれども、裁判のそもそもの始まりは、第一審の前です。あの担当課長がテーブルの上に呼び出し状をそれを置いてから始まっているんですよ。それに参加しない。呼び出し状にこれが裁判官の心証を壊したんですよ。だから何でも、警察官もいますけれども、初動の対応というのが一番大事なんですよ。初めの対応。警察でも初動という言葉を使いますけれども、そういうことですのでこれが大きな尾を引いているんですよ。だからその辺を村長、職員の、過去にも私が指導したんですけども、対応というのはちゃんと条例通り、あるいは条例だけではないんですよ。人間性として課長として、部下の指導もやらないとそういうふうになるんですよ。これは何カ年なっていますか。まだ尾を引いていますよ。私たちも今度9月の任期でやめますけれども、こんなんですよ。そ

ういうことで、ぜひこれは今後は指導してください。いずれにしましても、このクリーンセンター、座間味地区の詳しく申し上げて8億6,000万円余を投じて、あの施設はつくられたんですよ。高度な技術の粋を集めた可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを問わず溶融化して、要するに最終処分はいらぬというんです。その前には最終処分場は場所を探してなかったものですからそういうことで、これはできた施設なんですよ。だからこのように人口の少ない小さい村、我が村にとっては大変適した私は施設だと自負しております。我々議員も高知県にその施設を見に行つて、帰つたこともありまして参考にしたんですよ。だからその施設が相当老朽化していますよ。腐っています。使い物にならない。10億円近いんですよ、村長。あれはそのままいいんですか。今は村は村の持ち出しで何とかしのいで安く上がっていますけれども、あれでいいんですかね。しかも村債は4億6,000万円ですか。半分が起債を通してやっているんですよ。これでいいんですか。ただ毎年、毎年償還、公債費台帳から消していけばいいという考えはこれでいいんですかね。だからせつかくこういう大きな施設で構えていますので、これがあと3カ年したら確実にこれはもうスクラップにも値しませんよ。課長、どうですか。スクラップに入れますか。答えてください。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

ちょっと質問が長くて、ちょっと頭の整理が追いつかないんですが、和解案につきましては先ほど申し上げたように25件ありました。その中に主なものは操業を始める前に当初で契約をするんですが、これを全部一括して前払いしてもらいたいというのがあって、これは自治法上はできないということで、作業をするに当たって土木とか、建築の工事とは違うわけですよ。やってみないと不具合が発生したというようなことも想定されますので、これは自治法でもできないということでした。この再度、そういう訴訟めいたことが起きた場合にはそれは全く受けない。そのかわりそういうことがあった場合には1億円の賠償金を請求するとか、何かちょっとよく意味がわからないような提案等もあって、それは受けられないというような判断をしたという状況でありました。

文書の件ですけれども、これは管理もあって申しわけございませんが、ちょっと今後の庁内のそういう事務の体制の改善とかそういうのを図っております。

施設についてなんですけれども、おっしゃるとおりちょっと操業が長いこと止まっている状況ですから、一番危惧されるのが電気系統とか、配管関係、これについてはああいう機械などは確かにダメージを受けます。そういうことで今後どうするかについては裁判の結果を見ながら、県のほうも大変心配しております、一緒に相談にのるからということで、今の経緯も随時、県には報告をやっております。そういうことで県の機関の指導も受けながら今後の対策を考えていきたいと。もう既に考えていますけれども、相談は既にしてあります。そういうことで明確な対応方はちょっとコメントできませんけれども、そういうことで相談をしながらやっているところです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

時間がたちましたから進めます。村長、この施設が再稼働すると裁判を終わらさないといけぬですよ。先ほども申し上げたけれども、すばらしい優れたものの施設ですよ。これをいいよ、今は那覇に送っているからいいさと。金をそれがかからないと言ったらそれは主体性がない。その問題に対しては村長。だからそれをこれは大したお金はかかりませんよ。自分たちの船だから。そういうことを一日も早く再稼働することを願います。この件については終わります。ありがとうございました。

続けます。サンセク株式会社21・ざまみについてを質問します。この質問要旨は村が52%を出資し、これまで委託業務を受託したサンセク株式会社21・ざまみの今後の存廃について伺います、村長。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

まずは私のほうから答弁をさせていただきます。御存じのとおり同社についてはこれまでの累積赤字が大変な額になっていることは皆さん御承知のとおりでございます。昨年度の株主総会において、出席された方もいらっしゃると思うんですが、経営側のほうから今年度、要するに平成21年度12期においては黒字になるように経営努力をするので、ぜひ見守っていただきたいという旨のお話があったことを覚えているかと思えます。それにおきまして、株主の中からそれでは10月中に臨時の株主の総会を開いて決算見込みを含めた中間決算をでは株主に知らせなさいというようなことを求めております。10月中ということだったんですけども、大幅に遅れまして11月の下旬に開催はされております。これについては昨年の12月の定例議会でも宮里順之議員からも御質問があったとおり、そのときにも答弁を申し上げたんですけども、納得のいく報告ではなかったというふうに、村長のほうからも答弁をしております。それでは今後どうしていくかということなんですけれども、村としましては現状の第三セクターで21・ざまみ設立当初の業務内容からはかなりかけ離れてきているようなことを感じておりまして、果たして第三セクターの概念に当てはまるのかどうかというところから今疑問があるところでありまして、村としては完全民営化を視野に入れて、その方法について情報の収集等を行っているところでありまして。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

総務課長、これはもう今年の6月25日には第12期の株主総会があるというふうに聞いております。今事務所のほうに電話したら女の子から回答をもらいまして、6月25日ごろ予定しておりますと。総会を。私が聞いたんですよ、そのときに。ですからこれは11期ですよ。私も前も去年も言ったでしょう。11期の借金が7,700万円ありますよ。これはもうみんな覚えているでしょう。課長たち覚えてくださいよ、これは。そして、今年恐らくは単年度黒字というんですけれども、違うんですよ。単年度黒字と累積赤字は違うんですよ。だから今の社長、前村長は大きな勘違いして今のまた自分たちの村長に議論されたんですけども、単年度収益のことですよ。それは購買事業したらそれは中のあれであってね。これは全体の実績が幾らだと思いませんか。昨年の決算期で7,704万5,698円ありますよ。今年、私の計算では8,000万円超えますよ、この会社は。どうします村長。悠長なことを言っておられませんよ。存廃ということではないんですよ。早く切り離さないと幸いに受託事業のごみは離しております、もちろん話してはありますけれども、これは今の調子を聞くと億単位にいきますよ。これはだれが責任持ちますか。以上、答えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

サンセク（株）21・ざまみの経営の健全化に関しましては、私の就任当初からの懸案事項でもありますし、またその前からいろいろな議会等でも議論がなされてきたことは承知をしております。私は就任させていただきまして、一貫して皆様にもあるいは公募等でも述べさせていただいているのは、今の第三セクターにつながるというのはやはりサンセクという概念の中におさまっているのかということから問題提起をさ

せていただきまして、将来的には民営化あるいは完全民営化を目指していくべきではないかというふうに訴えてまいりましたし、そのように議会でもこれまで答弁をさせていただいているところでございます。私たちは52%の株を持っておりますが、有限責任というところの52%部分での有限責任というところで一生懸命経営の健全化に対しましては助言をしていくべきだと思っておりますが、あまりにも額が多いものですから非常に今厳しい状況ではあるというふうに考えております。できるだけ早い時期に増資等も含めて民間からの増資等も含めて民営化に移行できるような環境ができればいいと思っておりますし、私もそのような方向性でこれからも訴えていきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

去年の10月でしたか、臨時やりましたよね。私も参加しました。私は株主ではないんですけども、家内から委託を受けて、参加したんですけども、あのときにこれまでのいきさつは自分の責任で、この借金は村長も、前村長も社長も責任は賛成しないで、お金の計画を出して私も頭にきているところがあるんですよ。現在もできないのに5カ年計画を出して平成十五、十六年ぐらいのあれはつくっているわけよ。とんでもないですよ。私は島袋理事もずっと一緒に反対したんですけども、そのような状況の中でこれはいつまでもこのようにしていたら首くりますよ、村長。というのは累積についてはもう既に二、三年で億単位になるんですよ。21・ごまみは法人格ですよ。これはだれが払いますか。法人格といえば村が52%の株を入れてつくったんですから、当然、座間味村長が払わないといかなくなりますよ。それはどうですか。そういうことでもう少し具体的をお願いしますよ。そしてあなたはマニフェストの中で、21を健全化に迎えて指導すると書いてありますけれども、健全化の指導どころではないですよ。これはもう存廃ですよ、これは。それを含めてお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。先ほど最終的には民営化、あるいは完全民営化という話をさせていただきましたが、現状を申しますと、総務課のほうで財政を見ているので、総務課長を中心に今、顧問弁護士であったりとか、県のほうにであったりというところで情報収集をさせていただいている状況でございます。まず何も手をつけていないということではありませんので訂正といいますか、補足をさせていただきたいというふうに思っておりますが、確かにこのままでいきますと非常に厳しい状況、あるいは今でも累積が大きいということですから、私たち行政としては存廃という中で清算してしまったらどうかということもひとつの考え方ではあると思いますが、これだけの累積の赤字をどうするかということも含めて、行政のあるいは村民の負担、行政側の負担、あるいは行政の体力的な問題等も考えますと簡単には清算をしようと思ってもできないだろうというふうに考えております。そういうところから民営化、あるいは完全民営化という話をさせていただいているところでございますが、これが私たちがやばくなってきたときにはどうなるかという話もありますし、これに関しては私たちはあくまでも52%の有限責任あるいはそれにプラスしてもしかすると道義的などところでの行政側がどれだけ責任を被ることになるのかということも多少は考えられるのかなというふうに思っておりますが、私、宮里哲座間味村長としての責任がある部分に関しましては確実にこの責任を履行しながら村民にできるだけ負担のないような形での解決策を見出すために今、一生懸命情報収集を担当職員にさせていただいている状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

わかりますけれども、21はあれですよ。死に体ですよ。重体ですよ。どんなカンフル剤で注射しても再生できませんよ。今の経営陣がどうですか。子供、女連中しかいませんよ。社長もああいう状況で、だから早く整理をつけておかないと民営化して、52%の株を整理して。そこを私ちょっと調べたんですけども、21を設立する場合に、当時私は村の監査役か何かしていますよ。そのときに平成十一、十二年ですけども、このときに当時の助役 高良 村長と一緒に、この過疎債というのを発行させて650万円という金を借りていますよね。この過疎債に対して、実はほかの議員はわかっているかどうか知ませんが、私は覚えていないんですよ。あの監査委員の中で調べましたけれども、平成11年、12年の中で決算で設立の資金は入れたりやったのではないかというふうに覚えています。定かではないんですけども、そのような記憶があります。だからこの過疎債を使っておりますよね。当時の過疎債、だれが提案して本当に650万円は入っているんですかという。それには過疎債には当時、高良豊収入役。座間味村長、仲村三雄と書いています。いわゆる公債台帳の中には見えていますよ。これをどのような手続で過疎債をつくったか、借りたか。そして過疎債の支払い状況は今現在どうなっているか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

お答えいたします。確かに21・ごまみの株式、村が持っています650万円は過疎債を借りて出資をしております。この過疎債については、過疎債に限らずこれは県知事の許可を得て借りるものですから村が勝手に借りるということはできませんので、ちゃんとした手続で借り入れはされたと思います、その当時。償還なんですけれども、過疎債は12年の償還ですので、平成22年度で償還は完了するということになります。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

償還は終わるんですか。平成22年で。3月。ということは平成22年たったら終わったんですか。実は私はなぞなぞ不思議ですよ。その文書ではどういう手順でこれはもう10年前のことだから、担当も変わったし、時効になっておりますけれども、本当に当時の総務課長はそれは起案したんですかね。それも文書、もう拍手できるかもしれないんですけども、恐らくはその話がやってからあしたは捨てているかもしれないんですけども、証拠隠滅になっているかもしれませんが、もしあるんだったら2番議員、同僚議員もそうかということで不思議がっていますよ。だからどういう手続でこれはどういう大変な刑事事件になりますよ。前みたいに。そうですよ。これを当時の収入役と村長が600万円使ったかどうか。担当課長も決裁を回さずに使ったかもしれませんが、その辺もちょっと調べて村長、ひとつ勘違いないように誤解のないように、10年もたっていますから後でよろしいですから調べてよろしくをお願いします。それについてどうぞ。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの事務手続の問題というふうな御指摘だと思いますが、うちの調整監からもありましたとおり、借り入れに関してももちろん県知事の許可をいただきまして、国庫の財政融資資金をお借りしているところ

です。借入先は簡保資金だったと思いますが、その辺の事務手続は問題ないというふうにとらえております。プラスこの出資に対する事務手続につきましても問題ないとは思いますが、いま一度確認をさせていただいて、改めてまた御報告をさせていただきたいというふうに思っています。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

最後にとにかく今の問題ですよ、これは重大なことにつながる可能性もありますよ。だからしっかり我々は今年で終わりますけれども、残った方々にはまた迷惑かかりますよ。また、ほかの議員の中でこれはぜひ公明正大にこうだったと言ってください。そして、先ほど言いましたけれども、これは3月で終わるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

はい。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

では暫定的に村長、その間はこれはつぶさないで置いておくというわけですか。21は。ただ、それが終わるとどうなるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この株の考え方だと思いますが、ほかの箱物のつくる時の考え方もそうだと思います。基本的な考えとしては償還が終わるまでは、例えば過疎債にしても一般単独事業債、いろいろな借り入れがございますが、借り入れをして例えば物をつくっている。あるいはこの物があるということになりますと、償還が終わるまでは完璧にわかりやすくいいますと私たちのすべて財産ではないというようなとらえ方になるというふうな発想からいきますと、平成22年度末の償還が終わるまでは完璧な償還は終わっていないから簡単にこの株を譲渡する。あるいは売買するかということは多分できないというふうに考えております。そういう意味ではやはりこの私たちが今持っている52%の株を簡単に移動させることはもちろんできないというのは重々承知しておりますが、それはそれで民営化に向けてどうするかという話ですけれども、例えばですが増資を募る。増資を募って私たちの出資比率を下げていくというのも一つの民営化の考え方ということでありますので、いろいろな角度から勉強させていただいて民営化に向けて進めていきたいというふうに考えておりますし、平成23年度以降に関しては、私たちが持っている株をどうするかというのも含めて、またいろいろと議員の皆様にも御相談を申し上げながら考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

最後に村長、いろいろ私にとっては村長は21を擁護しているような話にしか聞こえませんが、これも先ほど申し上げましたけれども、法人格ですよ。最後には累積、恐らくあと二、三年で1億円超すんですよ、間違いなく。これは本当に村長、どうします。だからそれを確保しておかないといけないですよ。あ

とは10期ぐらい村長は免れないですよ。これは払うまでは。ということでそれは冗談ですけども、そういうことで、これはぜひ21は早く早急に民営化して、株の問題もそれはもう事務的な問題ですから法律の問題も絡んでいますので整理してくださいということで、この件については終わります。

それでは水道事業についてですけども、この要旨は水道事業運営を県、市町村連絡会議において県企画部、福祉保健部、企業局等へ離島共通の事項として村長は要望されたようですけども、その中の座間味村の水問題のことについて、村長よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの宮里順之議員の御質問にお答えしたいと思います。県への要望事項としては議会開会前にちょっと皆さんのほうにお手元に配って、要望事項をお配りしたとおりでございます。本村は渇水状態が9年続いておりまして、村民に大変御迷惑をかけております。去った4月28日に改正された県と市町村との連絡協議会の中で2004年に国が示した水道事業の広域化の一環として離島6村の自治体が行っている水道事業供給事業に含めてほしいということで要望をしました。特に本村においては9年連続の制限給水を実施したところから広域化のモデルケースとして平成23年度実現に向けて取り組んでいるところでございます。今、県との調整中でございます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これは今、議会の冒頭に何か担当から配られたんですね。これを見ているんですけども、その中で村長に今若干質問しますが、見出しは渇水・コスト高に悩む離島村、特に座間味村ということで琉球新報が取り上げてありますよ。そして、村長は広域化のモデル化ということをやりたいということなんですけれども、よろしくお願ひします。もちろん皆さんよく御存じのとおり水道事業というのは水道法に原則として、市町村が経営するということが原則のようですね。そういうことでこれからどのように広域化するかということだと思っておりますけれども、村長、当時の会議の様態を何か聞いたら座間味村長が手を挙げて要望したということにすばらしいことだったということで伺っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この会議は実は毎年行われております市町村と県の幹部クラスの方々との意見交換会ということなんです。今年も平成22年4月28日に沖縄県の自治会館で開催されました。例年の形でいきますと大きな議題、県側からの議題が1つ、それから市町村側からの議題が1つということで、この2つについて討論を行いつつ、きょう添付をさせていただいている資料のように各南部、中部、北部、それから先島という各自治体からの要望が、あるいは共通の要望が80とか90とか、100ぐらいあります。という形で要望書として提案される。提出されるということでした。今回、市町村側から提案の中の議題として上がったのは徴収対策に関する広域化といいますか、そういう話が出ておりまして、私たちの要望している、この水道の広域化に関してはペーパーのみだったんですが、その他の意見交換という時間を知事が特別につくっていただいたような研究がございましたので、石垣市からは何かしら別の御意見が出ておりましたし、最後の最後では私のほうからは水道の広域化をしてくれよという話をお願いしております。状況としてはこの広域化の内容は省かせていただきますが、それについての回答に関しましては県の企画部長のほうから、この件につきましては非

常に考えているところがございますという話。前向きに検討していきますというこの2つの御回答をいただいておりますし、事務方のほうでは粛々と事務のほうを現在も進めておりますので、確約はできませんが平成23年度のモデルケースとして着実に仕事が進んでいるという状況ということを報告します。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

この資料を見ると村長、県も離島と本島の格差是正の必要性を認識して、それはもちろんですよ。担当課は今おっしゃるように担当課は広域化の観点から今後は関与するような形で方向性を見出したいということで、非常に抽象的なんですよ。果たしてそれが広域化のモデルになるかどうか、村長の手腕だと思えますので、我が村は御案内のとおり、何カ年も制限給水で観光業に対する大きなデメリットを与えておりますよね。同僚議員の質問の中にもありましたけれども、観光が非常に衰微していると。入込客が少なくなっていることも、これは大きな水の要因です。水がないと。座間味村は水ヌムシェーネーランドーと。水は飲めないよということまで伝わっているみたいですからね、早くそれを言わないように言わせないようにいつでも水がありますよ、いらっしゃいという村長が「しーぶん券」を発行しておりますので、ひとつ水問題も早く、村長あなたの政治生命をかけてお願いしたいと思って終わります。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

これで午前の部を終わります。

しばらく休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

質問をいたします。1点目で、これもいろいろとあると思ったんですが、かぶるような内容があると思って1点に絞りました。慶良間空港についてですが、慶良間空港は、県の第3種空港でありますから、県の事業で滑走路の改良工事中で8月14日の完了予定です。だがしかし、琉球エアークommューターの撤退以降、飛行機の発着、エアドルフィンもなくなってそういうのがめどが立たない状況で億単位の予算措置で県は改良工事をしているんですが、やはり当時の琉球エアークommューターと村の要望してできた第3種空港であって、それをいかにせつかくあるものを有効に活用できないかということで、今後の航空路線に対する考え方をまず伺います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

お答えいたします。琉球エアークommューターが路線廃止以降、民間航空会社による臨時チャーター便が不定期に運航しておりましたが、利用者は減少の一途のたどっており、深刻な状況であります。一方、台風等による定期船が欠航した場合は、本島と本村を結ぶ唯一の足となることから非常に大切な路線と認識を持っているところであります。しかしながら、利用増加に促す対応策はなかなか見出せないのが現状であります。今後については県や市町村の商工会、航空会社などと相談しながら活用方法を考えていきたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

さきのほかの議員からの質問、今船舶も需要が落ち込んでいるという中で飛行機どうするのかということで、船舶の足を引っ張ろうというのではなくてお互いの共存供用を図りながら観光産業をどうにかしていとかんかかないかなということでも質問しているんですが、過去コンピューターも、ちょっと名前が長いのでRACといいます。平成元年に2万8,000人の乗客があつて、いわゆる落ち込みの原因はクィーンざまみの就航でクィーンざまみに取られたのではないかというのが大方の見方でありまして、確かにクィーンざまみの就航の平成3年に見ても2万7,000人は運んであるわけですね。これから徐々にですが減っておりますが、平成6年に第3種空港として供用開始して、そのときの県の案内のパンフレットには年間4万人のお客さんを見込むという。その需要予測のもとに第3種空港にしたと。だけど皮肉にもそれを境に乗客数の減少の落ち込みが激しくなつて、私が持っている平成15年までですが、これはコンピューターです。ドルフィンが入っていません。これの最後の実績までは平成15年11月までです。1,800人と。すごい落ち込みでありまして、私のあれでは前RACに勤めていた経験もあつて、私の考えですね。確かにクィーンざまみの就航は影響多少あつたと思うんですが、第3種空港ができてから私が言いたいのは予約を東京のJALのコールセンターに一元化したと。そのときにいわゆる今まで満席であつても臨時便がコールセンターではなかなかつくれない。団体客が入つても飛行機が2便体制で10分遅れで出すとか、そういう手の届くようなきめ細かいサービスができなくなつて客離れもふえた。いわゆるさっき言った台風時、船が欠航したときにお客さんたくさんいるけれども、琉球エアコンピューターのチャーター申し込みでも、手続に1時間半から2時間かかつて、その間にはもうドルフィンで頼んだほうがいいよ。ドルフィンなんかは台風のとこで1日17往復もしたという、やはりお客さんもいるわけですね。そういう需要を掘り起こして、今昨年からRACが撤退した栗国路線を引き継いだ大阪の第1航空というところが2便体制で飛ばしているんですが、今までは聞いた情報によると飛行機が2便で栗国と沖永良部を飛ばして、ちょっと2便体制では慶良間は何回か来てはいますけれども、なかなか定期的には飛ばすのは無理だと言われているんですが、何か1機をふやして3機になつたという話も聞いて、それだったら慶良間もどうにか対応できるのではないかなと思うんですが、それは第1航空との話し合う予定はないでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

今のところはありません。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

それと一昨日の新聞ですかね、タイムス、新報、両方だったんですが、県の振興策の一環で離島の航空路に対する運賃割引という制度が今年からやると。栗国路線を初め6路線ということになっていますね。一般、住民、観光客は3割引、高校生割引ということで打ち出してあります。これは確実にやるそうです。それでいわゆるもし第1航空が慶良間路線を安定的に飛ばせれば、いわゆるもう一つ、路線を1つふやして、7路線になる可能性もあつて、さらに住民サービス、いわゆる観光客のサービスにもよくなると思うんですが、それプラス、村のホームページの皆の声を聞くのがありますよね、あれでクィーンざまみの1便の運航に本土からの始発便で来ても、9時出港のものに間に合わないから時間の変更ができないかという要望があつて、これは対応は無理だから10時のフェリーざまみでどうかということで、いわゆるその方からのこの質問の

答弁を聞いての再度の質問はなかったんですが、そういう端境、いわゆる船の間を利用した運航とか、最終便が出た後に内地の最終便の継続していわゆる入ると。那覇で1泊してホテル代を使うより飛行機の賃金に回したら翌朝いちから観光できるというシステム。いろいろなものを第1航空側と協議して、どうにか慶良間路線を組んでもらえないかなという私の要望なんですが、こういうあれを早急にできないかどうか、話し合いができないかどうかをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

話し合いを、今、中村秀克議員から言いましたように、一応まず会って話し合いをしてから考えたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

条件は整っていると思うんですよ。空港は新しくなり、滑走路は新しくなるし、いわゆる県から離島路線に対しての運賃割引という間違いなく活用する方針がありますので、第1航空も飛行機が1機ふえたという状況でありますから、慶良間に需要があるというのをまず航空会社側とまずこちらから話を持ちかけていつてどうにか慶良間路線、1日1便でもいいです。できれば2便。栗国ぐらいの便数をどうにかお願いしてもらいたいとそういうことで、ちょっと村長のお考えもお伺いしたいですが。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。先ほど、産業振興課長が話したとおり、今御提案のあった需要があるという大前提として第1航空を含め、いろいろな方々と話をする必要性もあるのかなというふうに今考えているところではございます。ただ、これはあくまでも利用があるという前提でございまして、もう一度私たちもその辺の状況を確認させていただかないと私たちが財政負担をするという状況ではございませんので、その辺を勘案しながら前向きに観光振興につながるように、あるいは住民福祉につながるのであれば勉強させていただきたいというふうに思っています。きょうはここまでしかちょっと答えづらいなというふうなところでございます。

○ 議長（宮平秀保）

2番 中村秀克議員。

○ 2番（中村秀克議員）

はい、わかりました。これからも宝の持ち腐れにならないように、ちゃんと空港を活用してもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

これで午前の部を終わります。午後は1時30分をお願いします。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

午前に引き続きまして一般質問を行います。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ではトリになりましたけれども、一般質問を行います。一般質問の中でも、今、1番、2番を絡めて質問しますので、2番の①座間味村における緊急雇用創出事業臨時特例交付金の3月に成立したものがどのように今、なっているか、進捗状況を産業振興課長のほうから説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

平成22年度の沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例交付金につきまして、村が4つの事業を行っております。まずは村管理施設ビーチ関係で週4回2名を雇用しております。また、キャンプ場の草刈りとして週3回2名を雇用しております。さらに村道のために週3日5名を臨時的に採用して業務を行っております。期間は9月までとなっております。農繁期に入る10月からはトラクターの操縦手として週3日1名を雇用することにしております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ごみ収集の担当は雇用再生事業でやっているはずなんです、その辺もちょっと3月に今度予算の中で座間味村の臨時職員にしているのが結構多いですよね。いろいろな事業で。それは何名公募して実際に働いているのは何名なのか。要するに半年以下と1年継続する分の中で何名ずつなのかをそれをちょっと説明してもらっていいですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

阿嘉のごみ捨て場は一応4名雇用しております。座間味のほうは3名です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは全部、緊急雇用を半年契約の人たちですよ。それとも2年後にやる雇用再生事業の話ですか。どっちですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

このごみに関しては臨時職員で緊急雇用に当たってはおりません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

緊急雇用の人たち、多分いろいろ公募したと思うんですが、阿嘉になる、座間味島で何名なのか、その辺をちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

座間味島で緊急雇用は9名、阿嘉島においては今のところはゼロです。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

座間味の9名は職種としてどういう職種で雇用しているのか、その辺をちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

座間味の雇用はまずビーチの清掃に2人います。キャンプ場です。そして、それとは別に草刈りに2名、それと道の清掃が5名おります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

多分、阿真ビーチ、さっき言ったキャンプ場の草刈りだと思うんです。道の清掃というのはちょっとよくわからないんですけども、どこの道をどういうふうにしようとしているんですかね。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

道の清掃はたくさんありまして、例えばゴールデンウィーク時分は海岸線を掃除したり、今は特に草が生えているところを中心にですね。今は古座間味の道をやったり、そういうふうくに特に草が伸びているところを中心にやっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

それはかなり失業対策事業もあるので、それとは絡めてないかと思うんですけども、座間味の道を見ると二十何名ぐらいずつ林道とか、村道の掃除を今までやっておりますよね。その人たちはその対象になってますか、いませんか。その辺をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

今、雇用している人たちはそういったのには対象になっておりません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私が申し上げて聞きたいのは、失業対策事業でやっている人たちはそういう緊急雇用の中で雇えなかったのかどうかということなんです。対象にならなかったのか。要するに失業対策事業をやるということは失業しているから失業対策事業をやるわけですからね。そういう人たちに対して、緊急雇用の適用はしたのかどうか、そういう人たちは全く関係なくやったのか、その辺をちょっと教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

これは一応、公募したものですからその中に去年までやっていた人がいますけれども、そこから募集して選んでおります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

公募のやり方ですけれども、どういうふうにしてやりました。例えば車の免許が必要だとか、パソコンが使える人とか、そういうふうにしてやり方したんですか。条件的に。草刈りをする人、掃除をする人の要するに公募のときの条件ですよね。どういうふうな条件を出してやりましたか。教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

一応、条件としては県のほうからもらったもので高校卒業ということで、一応公募はしました。そして、清掃作業に関しては免許証所持者ということでやっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

高校卒業しないと草が刈れないみたいな何か出し方ですよね。何で沖縄県の指導を仰ぐ必要があるんですか、これは。草刈りは逆に言えば年老いた人のほうが草刈りには適しているんですよ。それを高校卒業しないと草刈りにも参加できない。実際にお聞きしますけれども、清掃事業に携わっている人はみんな車の運転免許証は持っていますか、パソコンができますか。その辺をちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

いや、全員は免許証とか、パソコンを打てる人は幾らかいますけれども、全員はそういう資格は持っておりません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

だから私が3月に申し上げているでしょう。こういうことが起きるから採用の方法、委託の方法を間違えたら後で困りますよと言いましたよね。今、現在観光案内所のあれもそうだけれども、雇用は座間味村の臨時職員になっていてやっていることは違うことをやっている。そういうことがないようにということで私はその予算を組むときに、前の12月から言ったのはそこなんです。これはちゃんとした形でやらないと外から突っ込まれたらアウトになりますよと私は申し上げたでしょう。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

話は続けてください。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

皆さん組むときにも使い方を間違えたらえらいことになりますよということを私は申し上げましたよね。これは適正にやらないと確実にやられますよ、これは。ほかから文句出ますよ。実際に私は座間味の人から何名かから何で失対作業をしている人は緊急雇用対策の対象にならないから、私たちは仕事がありませんよ。何のためにこのお金は国からもらっているんですかと、実際言われたんですよ。そういう仕事がない人たちのために緊急雇用の費用をたくさん取って、村道の管理させたり、そうしなさいと私は言ったはずですよ。それで一応公募してみんな来ませんよ。高校卒業の資格がなかったらだれが受けますか。そういう間違っただけを絶対するなという先に言ったはずですよ。何でそれを無視してこのようなことをやったのか、このお金は使いきれますか、完全に。それを使って、この村全体がよくなりますか。それをちょっと答えてください。課長の後に村長の考えを聞かせてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

これは使い切れるかという話ですよ。一応、残り5名残っていますね。その分はあまり使いきれなくて返すことになるか、その辺は相談したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

今残り5名がいますけれども、その辺は5名残っているのは来月ですか、県の動きで調整して後期に回そうか、その辺の手続を行いたいと思います。それでまかなって事業をやりたいと思います。それから採用については、今やっている人たちも一応失業対策の中には入っていて全然公募になかったら問い合わせが来た人たちに対しては履歴書を出してちょうだいと言ったんですよ。残りの人たちは言い方が悪いんですけども、何もなくて採用5名申し込みがあった分を先にしてそのまま雇用している状況です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私が先に申し上げたのは、そういうふうなやり方をすると資格がない人がほとんどになってしまうからそうではない方法でやるようにと私は申し上げたんですよ。これまで例えば清掃事業をやっている人たちが何か不都合があったんですか。失業対策をやっている人が何か不都合があったんですか。例えば、今まで失業対策事業をやっていますよね。区長をお願いします。これをお願いしますと人件費を投じている。させれば緊急雇用になるわけですよ。何で役場でいちいち履歴書を出せ、何々を出せ、健康診断表を出せ、健康診断は5,000円しますよ。何か今まで不都合があつての自分たちでこれから公募してやりますよというのだったらわかりますよ。何の不都合のないところに緊急雇用のお金をもらってきた。だけど執行のしようが

ないとなったら、どうにもなりませんよ。村民は喜びませんよ。自分たち高校卒業していないから、この仕事を緊急雇用でさせてもらえないということになったら、喜んでいるのはだれが喜ぶんですか。だれも喜びませんよ。だから12月にも3月にもしっかりその中で言っているはずなんですよ。ちゃんと考えてやりなさいよ。これだけさんざん言っていて全然やっていないというのは、違う方法でやって、執行できない。だから返します。ではこれは私は次の②の質問はできませんよ、これは。村長それについて村長の意見をちょっと。

○ 議長（宮平秀保）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

なかなか回答が得られないようですけれども、要は5人分返すのではなくて、高校卒業の身分とか、そういう履歴書をいちいち出させるのではなくて、これまでいろいろ区長を通じてやったりとか、身分保障はわかりますよね、そういうのがあるんですからそういう緩やかにして多くの人が雇用される機会をつくれるようにできますか。努力できますか。その辺をちょっとお答えください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

ただいまの件に関して、できるように頑張りたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

わかりやすくできるようにということで3月にも12月にも言ったので、それを逆にしたものだからこういうふうになっていますよ。もっと自分たちで抱え込まずに、まずやれる分はそういう団体とかに投げるようにしてくださいよ。自分たちであまり抱え込みすぎるからこういうことになるんですよ、いいですか。この件はこれで終わりますけれども、経営改善委員会の設置と②着地型観光推進のための緊急雇用対策事業申請及び交付金申請について質問します。これは経営改善委員会というのは、3年ほどになります、船舶の改善委員会から始まったんですけれども、やっと先ほど午前中に宮里祐司議員が質問しておりましたが、そのときには5月25日でしたか、第1回の開催をしたということで内容を聞いておりますので、あえて質問はしませんけれども、これもまた産業振興課がかかわる仕事なんですよ。私は5月に入ってちょっと話してありましたので、また3月にも議会でも申し上げました。これは船舶だけの問題ではないと、村全体のプランのできていないと船舶が勝手に動くわけにはいかないわけですよ。陸上案なんかは産業振興課を中心にしてやりなさいと、だからトータルのプランを作成してそれぞれ専門部会をつくって動いてほしいということをやっています。だから産業振興課のほうではこの②の着地型観光、これはどういうことかとしたら先ほど話の中でも私、今まで怒ってしまいましたけれども、これは沖縄県の観光商工労働部ですか、労政雇用課の話によると先ほどの話がありますように緊急雇用対策の中で平成21年度未執行部の分、うちは平成22年度からですけれども、実際、これは平成21年度からあるということも前にも言ってありますけれども、

そこで出た分の未執行分が今度、県のほうに戻ってくると。要するにさっきの答えと同じですよ。返すという分に関してはこれを集めたものを金額はまだ確定はしておりませんが、それが何千万円だろうという話なんですよ。だからその中から早いところ、これを今までないものをつくりたいというところに、この交付金として出すと、事業を申請すれば出すという情報が入ってきているものですから、それで②を入れているわけですよ。これは着地型観光というのはどういうことかと言ったら、これは聞いたことがあると思うんですが、座間味村でプランをつくって、観光に対してプランをつくって逆にこちらから旅行会社とかに売るわけですよ。向こうが何があるんだよということをやって募集してくるのではなくて、この座間味村の中でつくって向こうに売り出しをする。それと向こうに例えば出張に行く。そういうものをつくって何が今必要なのかというのをつくり出すということです。そのためにはやはりお金が必要ですよ。村では今その財政はありません。でもせつかく国がくれるというんだったら手を挙げていいんじゃないですか。こっちがプランを立てるにはやはりどうしても国内の旅行代理店、旅行業の代理店、これを取る必要があるんですよ。だからそういう法人とかに教育機会を与えて、それを取らずと、この座間味村内の人たちにそれを取らせれば確実にここはできるんですね。その中に経営改善委員会の中に船舶の分がありますよね。今、船舶、例えば那覇から往復だと6,000円ぐらいですか。冬も6,000円で10名しか乗らない。6万円ですよ。ところがそうやって旅行のプランニングをすれば、いわゆる4,000円でいいわけですよ。100名乗ってくれば、そういうプランをこれは仕掛けていくということですね。例えば民宿、今、古座間味も入っていません。5,500円だったら4,500円でいいですよ。シーズンオフはこれでいいですよというそういうつくり方もできるわけですよ。これをだからやるために旅行業をやる人、勉強させるための緊急雇用でやると。そうすればこれが十分に生きるわけですよ。そういう人たちが経営改善委員会、トータル的なものをプランニングをするということで、これはだから申請する気があるか、ないかということやそういう事業が頭の中にあるのかどうか、アピールを私は聞きたいわけですよ。お金を返してはいけませんよ、課長。こういうものはつながっていくんだから、どんどん考えていかないといけないわけですよ。そういうやる気はありますか。どうですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

たしかこれは来て、旅行者とかそういうのがかかわりがあるもんですから、座間味村でそういった人材がいるかどうか慎重に調査してから検討して精査していきたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは恐らく定例会が終わった1カ月後にはこの申請していないとこれは決まってくると思うんですよ。そういう人材がいるか、今から探すとなったらいつまでに答えが出ますか。教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

一応、人材については提供があればいいんですけども、事業がぱっと見てそういったできる人が、これはまだ表ざたは出ていませんよ、この事業が。だから十分に事業を見てから早目に判断したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

事業計画をこういうのをやりたいということを早くつくってくださいというのがあるさ。向こうが出たたんにはこれを出せばいいわけですよ。出てからつくっては遅いですよと、予算ありませんよと。来年いらっしやいとなってしまうんですよ。そうではなくて今からこういうものをやりたいということを各課集まって、将来こうやりたいんだと座間味村はどうあるべきなんだということをプランニングしていかないと表に出てきたときには遅いですよと。それから計画すると遅いですよと私は申し上げているんですよ。だから終わり次第、すぐ計画をつくって、各課集まって島の観光を将来どうするんだと、今まで意見がないからどんどん落ちてきているわけですからね、どうするんだというのをプランニングしなさいということを行っているんですよ、私は。その中で産業振興課が動く役目、船舶課が動く役目、教育委員会が動く役目、それを分けて小委員会をつくれればいいわけですよ。そのようにやりなさいと言っているんですよ。これはダイビング協会にお願いしなければならないこともあるだろうし、商工会にお願いしなければならないこともあるだろう。いきなり行ってお願いしますでは拒否反応起こりますよ。前もって計画して、こういう計画がありますけれども皆さんどうですかと、投げておかないと準備ができませんよ。そういうことですよ。村長、これについてはどう考えますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御指摘のとおりだと思います。事業が出てからでは普通の補助事業と違いまして、こういう事業の場合は前もっていろいろな計画があり、その中でタイミング的にいいのが出てきたときに手を挙げるというのがまさしくおっしゃるとおりだと思います。事業担当課に関しましては事業担当課と申しますか、観光担当課に関しましてはその辺の将来的な観光のあり方等々も含めまして、それを加えて座間味村の総合計画の話も出ておりますので、その枠組みを含めてこれからのいろいろな意味での計画をどんどんつくっていきたくて思っておりますが、先ほどの話に関しては早速内々でどういう事業内容なのか、座間味村が手を挙げられる事業内容なのか、挙げるのであればどういう仕事があるのか、その辺を含めて一生懸命頑張っていきたいと思っておりますし、担当課長にも頑張ってくださいように私のほうから指示をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何かあまりちょっと大きな声を出したもので、血圧が上がりそうなんですけれども、この質問はこれで終わります。とにかく課長、進めてください。担当課が動く、動かないでかなり変わりますよ。村の発展するか、しないか、落ちていくのか、上っていくのか、産業振興課が一番メインになっていますので、その辺をくみ上げをひとつ。

次、3の簡易水道事業についてですけれども、昨年9月定例会で一般質問において、自分たちだけではもう借金を重ねていくだけだから、離島地域の首長集まって会議があるんだからそれで村長が動いてみたらどうですかということで、早速動いていただきまして、何か行政連絡協議会の中に書いてあるんですけれども、やはりこういった広域化してやる。助成をさせるということで進んでおりますけれども、これだけでは逆に言えばまだまだそこかなと思うわけですよ。私も5月31日に県議とか、国会議員あてにこの文書をつくって、平成23年度の予算にここに両方書いてあるんですよ。船の件、船の補助金に関してとかありますよね。離島航路の整備、確実に平成23年度に水道事業が広域化できて、特に座間味村はもう連続の断水がなくなるような方法をぜひ頑張ってください。これについて決心といいますか、その辺をちょっと詳しくもう

ちょっと、午前中よりもうちょっと深くお願いできますか。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この水道の広域化に関しましては、私にさせていただきまして議員の皆様方のアドバイスも伺いながらいろいろと調整をさせていただいたところです。一番わかりやすい理解のしやすい表現でいいますと、電気代は何でどこでも安く同じ金額なのに水道料金は高いのかということから話が始まったわけですが、いろいろなこれまで制約があったところのほうがちょっとずつ制約が取れてきたというのも、国全体の問題もありますが、そういうところで水道の広域化ができないかということをお願いをしているところです。離島共通ということですが、発信元は座間味村であります。まず座間味村にとっては湧水がずっと続いていたということが大きなポイントで、ほかの自治体に関しましては座間味もそうですが、水道料金が低い。あるいは南北大東、あるいは渡名喜、粟国に関しましては海水淡水化を100%使用している飲料水という状況でインシャルコスト、ランニングコストが非常に高い。プラス座間味村でも建設コストからいわず浄水から水をつくることから供給するところまで全部1自治体で行っている。これはもともとそういうところが基本ではあるんですが、そういうことをやることによってやはりちっちゃい自治体というのはハンデを背負う。そのハンデが財政の負担であったり、住民の水道料金の負担の増だということが出発点だというふうに考えております。その辺は県の企業局、あるいは簡易水道担当部署であります役務衛生課のほうも御理解をいただいている状況でございます。県のほうでも一生懸命頑張っていきたいというふうにおっしゃっていただきましたし、私たちとしてもできるだけ座間味村を先にやっていただきたいというのは今の状況でダムは満水なんですが、この状況が梅雨が明けて台風で雨が降らなければ秋口にはまた同じような状況が来るのは想定されます。すぐに水源開発というのは座間味村単独ではできないという部分もありますので、平成23年度からどうにか一元広域化をしていただくことによって、水源開発を沖縄県にさせていただくというメリットも出てくるかというふうに考えておりますので、金城議員にはいろいろとお世話になります。いろいろなアドバイスもいただいてきましたが、これからも一生懸命、県に働きかけていきたい。ただ現実、県のほうでは前向きにとられておりますので、平成23年度にできると100%確約はできませんけれども、そのためには一生懸命、私たち事務方も県と一緒に頑張っていききたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

前向きな姿勢で取り組み方は早いんですね。向こう待っているふうなんです。この間の琉球新報の5月26日ですか、水道事業の格差是正をという記事の中に水道事業に関して、国は2004年のことでしょうね、これは。策定とあるんですが、ということはこれは6年間何だったんだろうなというのがあるんですけども、前政権も知らなかったのかなと。あるけれども無視したのかなというふうに私が感ずるところがあるんですよ。だけどそれはさておき、国が来年度の予算にはもう沖縄県が簡易水道事業を引き取り、水源のために海水淡水化事業、沖縄県のほうでやってくれば村は国から持ち出ししなくて済みますから、財政圧迫が免れますから、1年、2年早くなるんじゃないですか。健全化に関して。と私はそう思うんですよ。すきを間髪入れずにずっとこの事業はやっておいってください。お願いします。

次4番、防災無線について。これは3月の予算でついておりますが、現在、この進捗状況といたしますか、特に今月の各戸に特に高齢世帯に設置をするということになっておりますけれども、これは今現在、どの程度まで進捗しているのか、状況報告をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

ただいまの質問にお答えいたします。この防災無線、特に個別の無線については国の経済対策地域活性化きめ細かな臨時交付金事業というのを活用しまして500万円の補正予算を3月に計上させていただきました。これまで発注するための仕様書であったり、あとは災害弱者高齢者等、優先世帯というふうに私たちは呼んでいますけれども、これの割り出し等の作業がほぼ完了しまして知事のほうにもどの世帯に設置するんだということで、今色づけをして大体のイメージがつかめてきておりますので、来週か今週の早い時期には近々に発注ができると思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

台風が来ると船が止まりますので、あまりうれしいことではないんですけれども、これから台風時期になりますから、こういうものは早目、早目にやるようにしてください。これはこれで進捗状況がわかりましたので終わります。

次5、これも、これは教育委員会ですから前回で出しました歴史、文化財保存及び看板等の設置について、進捗状況をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

はい、お答えします。前回の御質問で各種、伝統行事を司る場所や第二次世界大戦時における塹壕等の説明、看板の設置についての御質問でしたが、塹壕については地元の精通者の方に今回、設置看板を予定しているということで、御協力願いをしたところですが、この看板設置については村の文化財調査審議会設置条例というのがありますので、それに基づいて調査委員会を立ち上げて設置する場所、それから説明内容について、十分検討し、設置していきたいと考えています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私は確かに歴史、文化財保存ということでこういうのもやりましたけれども、これはどこの表とは言えないんですが、今年度に法律がちょっと今まだ国会で成立していないんですけども、臨時国会では多分成立するだろうと思うんですけども、歴史的看板とか、こういうものを設置する場合には、その場所にそれぞれ道、そういうものが補助金で整備できるとあるんですよ。だからそれに関しては設置はまだ待ってくださいね。逆にこの法律が通ればそこを引っ張り出してできると思っていますので、ただ中身とか、そういうものだけは準備しておいてください。これぐらいのつくったら幾らぐらいかかるんだとか予算がありますよね。看板屋さんをお願いしたらどのぐらいかかるのか、その場所、その道しるべ、どこにあるのかという、全部調べておいてください。あとは残り教育委員会ではないんですけども、前にもありましたけれども、観光案内板に関して、前に歴史的看板ですかといったら、そうですねと言ったんですけども、阿嘉の看板、琉球エアークommューターがまだ入っているんですけども、あれはいつ変える予定がありますか。それとも本当に歴史的看板でそのまま残しておくんですか。その辺をちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

看板設置については、今補助事業の申し込みをしているんですよ。まだ、了解を得ていませんけれども、補助事業を通じて実施したいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何月だったかな、取り上げたことがありましたよね。去年の9月ですか、補助事業で観光案内板とか、そういうものがつくれるという事業がありましたけれども、今回、国交省やそれをそのまま継続でほかのメニューとか、組み合わせてもっと補助率を高めようという計画しておりますので、アンテナは広げておいてください。できれば阿嘉島の案内板なんか、字も間違えたままそのまま設置されたのがありますので、それで取りかえる場所とかというの、前もって調査しておいてくださいよ。はっきりいって字が間違ったままありますよ。こういうものは早目、早目にやっておいて全部しておいてください。そうすれば皆さんと私がどっちの情報か早いかわかりませんよ。そういう事業があるというのはいつからオーケーですよというのはわかりませんが、私はアンテナを目いっぱい広げていますから、やったらすぐ連絡を入れますし、皆さんからあつたらこういうのがありますけれども、いいですかというのを先にできるように計画をまず立てるということ。これをやらないと先ほども私、申し上げましたけれども、向こうから出てから準備したら遅いですよ。どういうのをやるんだという、幾らかかるんだという、前もって調べておけば、出た瞬間に「はい、お願いします」でできますからね、こういうのは一番先に出すのが採用されるための段取り、これとはにかく早目にしておいてください。以上、私の一般質問を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

これで一般質問を終わります。

5分間休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

日程第6．議案第22号から議案第29号までの議案の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは議案の説明をさせていただきます。議案第22号から議案第29号まで。

議案第22号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成21年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成22年3月31日
- 4 専決処分の理由 平成21年度の民生費児童福祉費において、国庫補助金確定通知が3月末の交付決定となり、早急に補正予算を編成する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

平成21年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年度座間味村一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村一般会計補正予算（第7号）

平成21年度座間味村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入総額それぞれ61千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,432,551千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

平成22年3月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
12 国庫支出金		167,199	61	167,260
	3 国庫委託金	6,888	61	6,949
歳入合計		1,432,490	61	1,432,551

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
3 民生費		140,035	61	140,096
	2 児童福祉費	24,700	61	24,761
歳出合計		1,432,490	61	1,432,551

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	座間味村子ども手当システム作成	千円 2,266

議案第23号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成21年度座間味国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成22年3月31日
- 4 専決処分の理由 平成21年度の国民健康保険事業において、前期高齢者納付金額、療養給付費国庫補助金額が3月末に確定したが、当初予算見込み額より医療費の増減による予算額に過不足が生じたため、早急に補正予算を編成する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した。

平成22年6月11日提出

提出者 座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

平成21年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成21年度座間味村の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ169,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
歳 入	合 計	169,129	0	169,129

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
4 前期高齢者納付金等		827	8	835
	1 前期高齢者納付金等	827	8	835
5 老人保健拠出金		6,984	△8	6,976
	1 老人保健拠出金	6,984	△8	6,976
8 保健事業費		5,552	△27	5,525
	1 特定健康診査等事業費	1,531	△27	1,504

款	項	補正前予算額	補正額	計
11 諸支出金		1,577	27	1,604
	1 償還金及び還付加算金	1,577	27	1,604
歳出	合計	169,129	0	169,129

議案第24号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成22年3月31日
- 4 専決処分の理由 平成21年度簡易水道事業については、少雨による渇水状態が続き、早急に座間味地区簡易水道事業変更認可申請書を作成し、国庫補助で簡水淡水化施設を導入するよう進めて来たが、認可申請書において、沖縄県との協議及び申請審査等に時間を要し、年度内に完了することが出来なくなった。

又、座間味村水道ビジョン策定業務についても、水道事業認可申請に伴う内容変更が必要となり、現状把握や既存資料の収集に時間を要したため、年度内に完了することが不可能となり繰越の手続きをとる必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分した。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号を）を別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

座間味村長 宮里 哲

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ213,218千円とする。

2 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

平成22年3月31日提出

座間味村長 宮里 哲

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 簡易水道事業費	1 営業費	座間味村水道ビジョン 平成21年度座間味地区簡易水道事業変更認可設計委託業務	千円 6,542 5,198

議案第25号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成22年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成22年5月31日
- 4 専決処分の理由 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計、及び平成21年度座間味村航路事業特別会計において、歳入が歳出に不足することが判明したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上げ充用の手続きをとることとし、繰上げ充用の原則に従い出納閉鎖期日までに補正予算を編成する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分した。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

平成22年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成22年度座間味村一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成22年5月31日

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村一般会計補正予算（第1号）

平成22年度座間味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,772千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,102,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 繰 越 金		1	38,772	38,773
	1 繰 越 金	1	38,772	38,773
歳 入 合 計		1,063,754	38,772	1,102,526

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		105,794	10,698	116,492
	1 保 健 衛 生 費	73,440	10,698	84,138
13 諸 支 出 金		8	28,074	28,082
	2 公 営 企 業 費	2	28,074	28,076
歳 出 合 計		1,063,754	38,772	1,102,526

議案第26号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成22年5月31日
- 4 専決処分の理由 平成21年度座間味村簡易水道事業特別会計において、歳入が歳出に不足することが判明したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上げ充用の手続きをとることとし、繰上げ充用の原則に従い出納閉鎖期日までに補正予算を編成する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分した。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成22年5月31日

座間味村長 宮里 哲

平成22年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,698千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ140,419千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月31日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		53,524	10,698	64,222
	1 繰入金	53,524	10,698	64,222
歳入合計		129,721	10,698	140,419

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 前年度繰上充用金		0	10,698	10,698
	1 前年度繰上充用金	0	10,698	10,698
歳出合計		129,721	10,698	140,419

議案第27号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成22年5月31日
- 4 専決処分の理由 平成21年度座間味村航路事業特別会計において、歳入が歳出に不足することが判明したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上げ充用の手続きをとることとし、繰上げ充用の原則に従い、出納閉鎖期日までに補正予算を編成する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第1号)について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分する。

平成22年5月31日

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第1号)

平成22年度座間味村の航路事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,574千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ591,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成22年5月31日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入		561,570	29,574	591,144
	1 運航収入	559,566	1,500	561,066
	3 営業外収益	3	28,074	28,077
歳 入 合 計		561,575	29,574	591,149

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 前年度繰上充用金		0	29,574	29,574
	1 前年度繰上充用金	0	29,574	29,574
歳 出 合 計		561,575	29,574	591,149

議案第28号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成22年3月31日
- 4 専決処分の理由 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から施行されることに伴い、座間味村税条例の一部を改正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

座間味村税条例の一部を改正する条例について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、座間味村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

座間味村長 宮里 哲

座間味村税条例の一部を改正する条例

平成22年3月31日

条例第4号

座間味村税条例（昭和58年3月14日条例第1号）の一部を次のように改正する。

第19条各号列記以外の部分中、「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改め、同条第2号中、「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に改め、同条第3号中、「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改める。

第31条第3項中、「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、

「同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第36条の3の次に次の2条を加える。

(座間味村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定にする申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で、村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に「給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で村内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に村長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項について同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する易合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承

認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、申請書は、その受理された日に村長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第44条第2項中、「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中、「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払いを受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第45条第1項中、「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第48条第1項中、「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第5項、第24項及び第28項」を「第19項及び第23項」に、「同条第27条」を「同条第22項」に改め、同条第2項中、「第321条の8第29項」を「第321条の8第24項」に改め、同条第3項中、「第321条の8第27項」を「第321条の8第22項」に、「同条第26項」を「同条第21項」に、「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」「同条第23項」に、同条第4項中、「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「第321条の8第28項」を「第321条の8第23項」に改め、同条第6項中、「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に改める。

第50条第2項中、「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に、「第4項又は第5項」を「又は第4項」に改め、同条第3項中、「第5項又は第24項」を「又は第19項」に改める。

第54条第6項中、「地方開発事業団」を削る。

第95条中、「3,298円」を「4,618円」に改める。

附則第15条を削り、附則第15条の2を附則第15条とする。

附則第16条の2第1項中、「1,564円」を「2,190円」に改める。

附則第19条の3を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る村民税の所得計算の特例)

第19条の3 村民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座

(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた村民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附則第20条の4第1項中、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号、同条第3項及び同条第5項第3号中、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第20条の5第1項中、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 附則第20条の4及び第20条の5第1項の改正規定 平成22年6月1日
- 2 第19条各号列記以外の部分、第2号及び第3号、第31条第3項、第48条第1項から第4項まで、第50条第2項及び第3項並びに第95条の改正規定並びに附則第16条の2第1項の改正規定並びに次条第8項及び附則第4条の規定 平成22年10月1日
- 3 第36条の3の次に二条を加える改正規定及び、次条第2項から第4項までの規定 平成23年1月1日
- 4 附則第19条の3の改正規定並びに次条第6項の規定 平成25年1月1日
- 5 第54条第6項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律(平成22年政令第 号)の施行の日(村民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の村税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の村民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成21年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第36条の3の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。
- 4 平成23年中に新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書を提出する場合には、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。
- 5 平成22年度分の個人の村民税についての新条例第44条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。
- 6 新条例附則第19条の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。
- 7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の村民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第19条、第31条、第48条（同条第6項を除く。）及び第50条の規定は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の村民税及び各連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の村民税及び各連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成21年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（村たばこ税に関する経過措置）

第4条 平成22年10月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者として当該製造たばこ

(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により村たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1千本につき1,320円

(2) 新条例附則第16条の2第1項に規定する紙巻たばこ 1千本につき626円

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に村長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により村たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「村税条例の一部を改正する条例(平成22年総務市第18号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。)附則第4条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第2項」と、新条例第98条第4項中「施行規則第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年改正総務省令第27号)別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該村たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により村長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

この議案第28号の内容については、後で担当課長から補足説明がございませう。

議案第29号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次

のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成22年3月31日
- 4 専決処分の理由 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から施行されることに伴い、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

座間味村長 宮 里 哲

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成22年3月31日

条例第5号

座間味村国民健康保険税条例（昭和47年座間味村条例条例43号）の一部を下記のとおり改正する。

第2条第2項中、「470,000円」を「500,000円」に改め、同条第3項中「120,000円」を「130,000円」に改める。

第15条中、「470,000円」を「500,000円」に、「120,000円」を「130,000円」に改め、同条各号中、「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「330,000円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険料に係る保険税山課税の特例)

第15条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第17条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第15条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第17条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で村長が必要と認める事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第15条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

附則第2項中、「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める。

附則第11項中、「国民健康保険の」を削り、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第12項中、「国民健康保険の」を削り、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第13項及び附則第14項の改正規定については、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の座間味村国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険税について適用し、平成21年度分までの保険税については、なお従前の例による。

この議案第29号につきましても、この後、担当課長から概略の説明をさせていただきます。私のほうからは以上でございます。

○ 議長（宮平秀保）

以上で提出議案の説明を終わります。

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

ただいま村長の提案理由の説明がありましたけれども、私のほうから議案第28号 地方税の一部改正する条例について、補足説明させていただきます。今朝、テーブルのほうに縦長の税制改正の概要をお配りしてあるんですが、この議案書、大変何ページにまたがっております、これを詳細に説明をするというのは大変時間のかかることですので、国のほうから出されております地方税の概要で簡単に説明をさせていただきます。今回の税制改正の大綱は5つの大きな柱がありまして、個人住民税の扶養控除とか、暫定税率、地球温暖化対策のための税、たばこ税の税率、税負担軽減措置の見直し、地域主権の確立の見方、地方税のあり方と、大きな柱があるんですが、今回、村の税に係るもので一番関係があるのは一番目の個人住民税の扶養控除の改正があるということです。16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が廃止されたことや16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ分12万円を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。19歳以上については現行のとおりということなんですが、これは皆さん御存じのように、座間味村においてはきのうでしょうか、初めて子ども手当が支給されましたけれども、子ども手当が中学生まで支給されることに伴って、これまで扶養控除33万円されていたものを廃止しますということでございます。それから高校の授業料が無料化になっておりますけれども、これについても高校生以下については扶養控除の上乗せ分をするというようなことで子ども手当と高校の無料化の新しい制度に伴って、今回の住民税の扶養控除の改正があったということでございます。たくさんのページにはなっているんですけども、村で課税をして徴収するという部分での関係する大きなものはこの部分になるかと思えます。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

私のほうから議案第29号の専決処分の内容について補足のほうを説明させていただきます。先ほど、調整監のほうからお話が上がりましてように税の改正が大変細かいので変更のあった部分をかいつまんで申し上げますと、1点は保険税の上限額が変わるということです。医療費分は「47万円」に対しまして、3万円限度額がありまして、「50万円」。それから後期高齢者支援分に関しましては、上限額「12万円」だったところ「13万円」、4月から税の改正が行われております。これに伴いまして、最高額を後期高齢者支援分、それから医療分、介護保険分を合わせまして73万円の上限額となります。それからもう1点、ただいまの景気対策といたしまして、税を納められない方がふえております。その対策といたしまして、4月1日より倒産や解雇によって失業された方は国民健康保険税が軽減されるという法律ができました。倒産や解雇、雇い止めなどにより辞職された方の雇用保険を受けている方は所得の算定される所得の100分の30と見なして算定されまして、1年間軽減されるということになりました。その法の改正に伴い、今回、条例の改正をさせていただきます。以上で説明を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第22号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第22号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第23号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第23号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第24号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

これはちょっと水道ビジョンとそれから地区簡易水道事業認可設計変更についての説明をお願いします。簡単でいいですよ。

○ 議長(宮平秀保)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

ただいまの御質疑にお答えします。まずビジョンのほうは、昨年7月3日に契約して3月31日にはというふうに契約をしてありましたけれども、そのころは当初、阿嘉から第2というふうに断水が始まったものですから、総合計画を見直してビジョン策定しようということで、その当時7月3日に契約したんですけれども、その後、どうも座間味のほうで漏水がひどくなって、認可等もありまして、急遽、阿嘉、慶留間の認可を座間味村認可変更したもので、この認可ができないとそのビジョンは成り立たないということであったものですから、それで今はビジョンに対しては今年の9月30日まで変更であります。もう一つの認可の件ですけれども、これは当初1月5日に契約して3月31日に終わると。当初は厳しいんじゃないかということで、そういう本村に話したらどうしても頑張るということだったものですから、3月31日という

ふうに日付をやって、完成したのが4月にずれこんだものですから、やはりそういう手続をしないとイケないのではないかなということで6月3日まで変更しております。出来高としてビジョンが30%で280万円程度支払いしています。認可のほうは400万円ということで支払いをやっていきます。まだ、県との調整中で認可の許可がおりていないものですから、ビジョンが9月30日と、認可は6月3日になるということで計画変更しています。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

はい、了解しました。

○ 議長（宮平秀保）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第24号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第10. 議案第25号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第25号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第11. 議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第26号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。進行しますか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第27号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第28号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第14. 議案第29号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第29号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第15. 報告第1号 座間味村繰越明許費繰越計算書についてから日程第16. 報告第2号 座間味村繰越明許費繰越計算書についてまでの報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

それでは報告第1号です。

平成21年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成21年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成21年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越金	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	負担金	
2	1	集会施設修繕事業 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	円 6,000,000	円 6,000,000	円	円 6,000,000	円	円	円	円
2	1	地域美化事業 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	2,700,000	2,700,000		2,700,000				
2	1	節水対策事業 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	10,000,000	10,000,000		10,000,000				
2	1	阿佐地区地上デジタル移行負担金	3,325,000	3,325,000						3,325,000
3	2	座間味村子ども手当システム作成委託	2,266,000	2,266,000		2,266,000				
3	2	遊具設置事業 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	10,000,000	10,000,000		10,000,000				
6	1	古座間味農道改修工事 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	6,000,000	6,000,000		6,000,000				

款	項	事業名	金額	翌年度繰越金	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	負担金	
8 土木費	2 道路橋りょう費	村道阿嘉・座間味線舗装工事 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	8,000,000	8,000,000		8,000,000				
8 土木費	2 道路橋りょう費	村道・林道修繕費 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	6,500,000	6,500,000		6,500,000				
8 土木費	2 道路橋りょう費	座間味・阿真線舗装工事 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	35,000,000	35,000,000		35,000,000				
8 土木費	4 港湾費	慶留間港船駐車場整備工事 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	3,200,000	3,200,000		3,200,000				
8 土木費	4 港湾費	阿佐・阿真港土砂撤去工事 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	6,000,000	6,000,000		6,000,000				
9 消防費	1 消防費	戸別防災無線機設置事業 (地域活性化・きめ細やかな臨時交付金)	5,000,000	5,000,000		5,000,000				
9 消防費	1 消防費	簡易式ヘリポート照明設置事業 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	3,300,000	3,300,000		3,258,000				42,000
9 消防費	1 消防費	防災情報通信整備事業費(J-ALERT)	3,100,000	3,100,000		3,020,000				80,000
10 教育費	5 社会教育費	高良家トイレ整備工事 (地域活性化・経済危機対策臨時交付金)	5,000,000	5,000,000		5,000,000				
合計			円 115,391,000	円 115,391,000	円	円 111,944,000	円	円	円	円 3,447,000

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

報告第2号

平成21年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成21年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成21年度座間味村繰越明許費繰越計算書

簡易水道特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越金	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	県支出金	起債		負担金
1 簡易水道事業費	1 営業費	座間味村水道ビジョン	円 9,345,000	円 6,541,500	円 6,541,500	円	円	円	円	円
1 簡易水道事業費	1 営業費	平成21年度座間味地区簡易水道事業変更認可設計委託業務	円 9,198,000	円 5,198,000	円 3,554,000					円 1,644,000
合計			円 18,543,000	円 11,739,500	円 10,095,500	円	円	円	円	円 1,644,000

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

以上で報告を終わります。

日程第17. 議案第30号 平成22年度座間味村一般会計補正予算についてから議案第36号 宜野座村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定についてまでの一括説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは議案第30号から議案第36号までの説明をさせていただきます。

議案第30号

平成22年度座間味村一般会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成22年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

平成22年度座間味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,213千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,109,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11 使用料及び手数料		44,044	5,704	49,748
	1 使用料	40,005	5,704	45,709
12 国庫支出金		24,191	270	24,461
	2 国庫補助金	4,384	270	4,654

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰越金		38,773	1,239	40,012
	1 繰越金	38,773	1,239	40,012
歳入合計		1,102,526	7,213	1,109,739

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		170,207	5,704	175,911
	1 総務管理費	141,554	5,704	147,258
4 衛生費		116,492	540	117,032
	1 保健衛生費	84,138	540	84,678
8 土木費		98,412	969	99,381
	2 道路端りょう費	17,084	969	18,053
歳出合計		1,102,526	7,213	1,109,739

議案第31号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成22年6月11日

座間味村長 宮里 哲

提案理由

本条例は地方公務員法第28条第1項第1号及び、同3号の規定に基づく条文が定められておらず、今後同法により本格的に人事評価制度が導入され、給与への反映とともに、分限による降任、免職、休職等の手続を行えるよう、本条例の一部を改正する必要がある。これが、本議案を提案する理由である。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

平成22年6月11日

条例第6号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和47年5月20日条例第13号）の一部を次のように改正する。

（降任、免職及び休職の手続）

第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職す

る場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

を

(降任、免職及び休職の手続)

第3条 法第28条第1項第1号の規定により、職員をその意に反して降任又は免職することができる場合は、勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき勤務実績の不良なことが明らかな場合とする。

2 法第28条第1項第2号の規定により、職員をその意に反して降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定により休職する場合においては、任命権者の定める医師2人によって職務の遂行に支障があると判断された場合とする。

3 法第28条第1項第3号の規定により、職員をその意に反して降任又は免職することができる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合に限るものとする。

4 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

に改正する。

附則

この条例は平成22年7月1日から施行する。

議案第32号

座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

現条例では、他市町村からの転入者が助成期間の空白を生じる可能性がある為、条例を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について

平成22年6月11日

条例第7条

座間味村乳幼児医療費助成条例（平成6年3月17日条例第8号）の一部を下記のとおり改正する。

第3条第2項中、「対象乳幼児の転入の手續の完了した日の属する月の翌月から助成対象者とする。」を「対象乳幼児の転入した日から、又は転出した場合は住民異動届け日まで助成対象者とする。」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は平成22年7月1日より施行する。

議案第33号

座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

施設の適正な維持管理を図るため、条例を改正する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例について

平成22年6月11日

条例第8号

座間味村くじらの里ふれあいの広場施設の設置及び管理に関する条例（平成18年3月24日条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条中、「施設の利用料の額は、別表第2に掲げる額の範囲内で指定管理者が村長の承認を得て定めた額とする。」を「施設の利用料に関し必要な事項は、規則で定める。」に改める。

同2項中、「別表第2に掲げるもの以外のものに係る利用料は、指定管理者が村長の承認を得て定める。」

を、削除する。

別表第2（第12条関係）

名称\区分	単位	利用料金	
		大人	小人
キャンプ場	1回	300円	150円
コテージ	1棟	21,000円	
プール	1回	100円	50円
テニスコート	1時間	200円	
備考 1 キャンプ場の子人料金の年齢は、6歳以上12歳未満とする。 2 コテージの基本使用は、6人までとする。（1泊2日） 3 その他の施設使用料は、村長の定める額とする。			

を、削除する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

座間味村有償バス運行条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村有償バス運行条例を制定することについて、議会の議決を求める。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地域住民及び観光客等の交通手段を確保し、もって公共の福祉の増進を図るため、道路運送法第79条の規定により国土交通大臣の行う登録を受けて有償で運行する座間味村有償バスの運行に関し、条例を制定する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

座間味村有償バス運行条例

平成22年6月11日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、交通手段確保のため道路運送法第79条の規定により、国土交通大臣の行う登録を受けて運行する座間味村有償バス（以下「有償バス」という。）の運行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運行区間)

第2条 座間味村阿真線

座間味阿佐線

座間味古座間味線

阿嘉慶留間外地線

阿嘉北浜線

(使用料の納付)

第3条 有償バス利用する者（以下「利用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

2 普通使用料（利用の都度支払う使用料をいう。以下同じ）の納付は、有償バスの車内で現金で行うものとする。

(使用料の額)

第4条 普通使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第5条 村長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者は、減額する。
- (2) 知的障害者療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づき知的障害者に係る療育手帳の交付を受けている者は、減額する。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、減額する。
- (4) 座間味村内の幼小中学校に通学のため有償バスを利用するものは無賃とする。

(利用の制限)

第6条 乗務員は、次の各号のいずれかに該当するときは、有償バスの利用を拒絶し、又は乗車中の者を下車させることができる。

- (1) 満員のとき、又は村営バスの運行上危険であると認められるとき。
- (2) 他の利用者に気概を加えるおそれがあるとき、又は勘だしく迷惑をかけるおそれがあるとき。

(管理運営)

第7条 有償バスの運行に当たっては、車両等を常に完全な状態において管理し、効率的な運営と安全確保に努めなければならない。

2 村長は、必要に応じて有償バス運行の一部又は全部を民間会社等に委託することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

全路線	大人	小児	障害大人	障害小児
	300	150	150	70

(備考)

- 1 小児（小学校6年生までの者をいう。）の使用料は、大人（中学生以上の者をいう。）を基準とし、その額の半額とする。
- 2 大人に同伴された幼児（小学校就学前の者をいう。）2名までは無料とする。3人目以上は小児あつかいとする。ただし、大人の同伴者のいない者は小児とする。

議案第35号

座間味村有償バス使用料徴収条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村有償バス使用料徴収条例の制定することについて、議会の議決を求める。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村有償バス使用料の徴収に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

座間味村有償バス使用料徴収条例

平成22年6月11日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき、有償バス使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の徴収)

第2条 村長は、有償バスを使用する者から別表に定める額の使用料を徴収する。ただし、規則で定める場

合は、使用料を無賃又は、割引することができる。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

全路線	大人	小児	障害大人	障害小児
	300	150	150	70

議案第36号

座間味村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定することについて、議会の議決を求める。

平成22年6月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、村長の認可を受けたものの代表者等に係る印鑑の登録及び証明に関し、必要な事項を定めるため、条例の制定が必要である。これが本議案を提案する理由である。

座間味村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例

平成22年6月11日

条例第11号

（趣旨）

第1条 この条例は、村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づき、村長の認可を受けたもの（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録資格）

第2条 認可地縁団体の代表者（次に掲げる者が選任されているときには代表者に代えてこれらの者。以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。

- （1）職務代行者（裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者をいう。）
- （2）法第260条の9に規定する仮代表者

- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人
(登録申請)

第3条 認可地縁団体印鑑登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を自ら持参し、村長に書面により申請しなければならない。

(登録)

第4条 村長は、登録の申請があったときは、規則の定めるところにより、登録申請書に記載されている事項等について審査の上、登録するものとする。

(登録印鑑)

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑の数量は、1団体1個とする。

2 村長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑は、登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの。
- (2) 印鑑の大きさが1辺の長さが8ミリメートルの正方形に収まるもの又は長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの。
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの。
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの。

(印鑑登録原票)

第6条 村長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体名称
- (4) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録資格
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所
- (10) その他村長が必要と認める事項

(印鑑登録証明書の申請)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けた者は、村長に対して認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により自ら申請しなければならない。

(印鑑登録証明書の交付)

第8条 村長は、前条の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上で申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(印鑑登録証明書の記載事項等)

第9条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑の登録を受けている者に係る地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて、村長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載す

るものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (3) 登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 停電等の理由により、前項に規定する印鑑登録証明書を作成することができない場合は、規則で定める方法により、印鑑登録証明書を作成することができる。

(印鑑登録の廃止)

第10条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとする場合には、村長に対して自ら書面により、その旨を申請しなければならない。この場合において、申請書には、登録している認可地縁団体印鑑を押印するものとする。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、村長に対して直ちに当該印鑑の登録廃止を申請しなければならない。

(登録事項の修正)

第11条 村長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により認可地縁団体登録原票の登録事項のうち変更に係るもの(ただし、認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。)が生じたときは、職権によりこれを修正するものとする。

(登録の抹消)

第12条 村長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じた場合
- (2) 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められる場合
- (4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知った場合

2 村長は、前項第3号又は第4号の事由により、登録の抹消を行ったときは、当該印鑑登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

3 村長は、認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(代理人による申請等)

第13条 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。この場合において、第3条において「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑登録を受けようとする者の代理人」と、第7条において「認可地縁団体印鑑の登録を受けた者」とあるのは「認可地縁団体印鑑登録を受けた者の代理人」と、第10条において「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とそれぞれ読み替えるものとする。

(閲覧の禁止)

第14条 村長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(質問調査)

第15条 村長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し関係職員をして関係者に質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(座間味村行政手続条例の適用除外)

第16条 この条例の規定による処分については、座間味村行政手続条例（平成12年座間味村条例第12号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

日程第17. 議案第30号 平成22年度座間味村一般会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

一般会計の補正について、ちょっとお聞きしたいと思います。こちらのほうに有償バスの運転手の6ページでございますけれども、317万円の計上があります。この運転手としましては、村が今から運転手を採用してのものなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

新たに運転手を臨時職員として採用する予定でございます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

この運転手は今、阿佐とか阿真あたりには児童生徒とかそういうものを一応は通学やっておりますが、この運転手もその中に入っているんですか。お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

それについてはまだこれから検討する段階でございまして、後でバスの運行条例の制定を審議していただきますけれども、その中に小中学生の通学については無料とするというものがありますので、運行に当たってはスクールバスを統合する可能性はあります。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これは教育委員会等は今、通学のバスを今運行させておりますが、あれとは別のものですか。はい、わか

りました。

あと1点でございますけれども、7ページが、道路維持費の中の修繕が約100万円近くあるんですが、これは場所はどちらですか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

これは阿嘉の村道が崩壊したところの後原線でございます。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

はい、わかりました。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。

進行します。進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 平成22年度座間味村一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第30号 平成22年度座間味村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第31号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

提案理由の中にこれは職員の分限に関することなただけけれども、課長、そのときの本格的な人事評価制度というのが導入されていますけれども、これについて説明をしてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

ただいまの質問にお答えいたします。今、国会のほうでまだ審議途中だと思うんですが、国会公務員制度と並行して地方公務員制度の見直しが吟味されております。まだ、いつ国会を通過してこの法律が制定されるとはまだ流動的でございますけれども、この人事評価制度が地方公務員法という法律で必ずやらなければならないという時代が遠からずやってきます。そのときに慌てないように今から人事評価制度の施行をし、給与への反映とか、職員の分限による降任、免職手続がすぐにでも対応ができるようにということでの

今回の条例の改正であります。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

職員の身分の分限に関するものですから、少し聞きますけれども、この今議案第31号ですね、下のほうにいわゆる降任、免職及び休職の手續に改正するということになりますけれども、ちょっとこの辺を説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

それでは提案理由の中にあります地公法の28条の第1項第1号同じく第3号の規定について簡単に説明させていただきますが、まず地方公務員法の28条の第1項には次の各号に該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、免職することができるという条文がございます、まず1に勤務成績よくなるない場合、第2号として心身の故障のため職務の遂行に支障があつて、この職につけない場合。3にその職に必要な適格性を欠く場合。第4に職性もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合というふうにあるんですが、今までの私たちの条例では1と3に基づく規定が実は条例が打たれておりません。でしたので、勤務成績がよくないという理由で降任ができないとそういう条例になっておりましたので、その辺の地方公務員に沿った形で改正案をさせていただいたということであります。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

今の条文改正の中に客観的事実に基づくということが出ていますね。それから勤務実績の不良なことが明らかかな場合ということなんですけれども、これについてももう少し、今これは大変言いづらいんですけれども、今それに該当する職員がいますか。はっきり言ってくださいよ。いますか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長（垣花 健）

まず第1点のことをお答えしますけれども、実は昨年から人事評価の試行をやっていますけれども、第三者が見てもどういう理由でこの人の勤務成績が悪くないのかというのはだれにでも説明できるように制度は整えております。それに去年やったところからいいますと、この勤務成績が悪くて降任というふうな職員は今のところはありません。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

総務課長、私は難しいんじゃないかと思えますよ。人事的評価制度、だれが、基準は決まっていますか。客観的事実とか、どういうことですかね。そういうことでよほど職員の分限に関しては慎重を期しないと後で裁判で訴えられますよ。逆になりますよ。だからそういうことでこれまでどの議員も一般質問からしておりませんが、非常に気になる場所があるんですよ、ちゃんとした体制をやらないと大変なことになりますよ。だから村長、ひとつこれを慎重を期して、こんな小さい島だからあれはチャースガという必要になりますからね、ひとつよろしく願います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに宮里議員のおっしゃるとおり、これまでだれが見てもこのこいつを辞めさせろというぐらいの人がいるとは思うんですよ。それでもこれはやはり条例がないということでできなかったということで、去年書類にするに当たり、そういうものをやりますと人事評価制度をやりますということをやって、そのまま早目にやってくれているので非常にこちらとしても安心ですけれども、宮里議員がおっしゃるとおりこれは人の職業のことですので、裁判ざたになる場合があるので、慎重を期する第三者評価委員会にみたいのをつくってやるようにしてくださいね。そうしなさいと鹿児島市の赤嶺市長みたいなことをやらないでくださいよ。もう専決事項の賞与の半分をカットするみたいなわけのわからない人もいますので、そういう独裁的な判断をしないで第三者評価委員会みたいなものをつくってやるようにしてください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御指摘のとおり私のところのほうでは、私たちの組織ではそういうことは絶対あり得ないことだと思っておりますが、もちろん懲戒処分あるいは分限に関しましては私だけ、あるいは所属長の一存ということではなくて懲戒免職の場合でもちゃんとした委員会を持ちますし、今回、条例を提案しているような分限の場合でもそれなりの手続あるいは法律に基づいてしっかりとした形で進めていきたいと思っております。それよりも先にまた職員、私たち一生懸命身を引き締めてこういうことがないような状況をつくるのが第一でございますので、それをまず先に一生懸命やっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行と言う者あり」）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第31号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第32号 座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「進行と言う者あり」）

○ 議長（宮平秀保）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第32号 座間味村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第33号 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

くじらの里のこれは多分、管理者の21・ざまみから個人を雇ってやっているためにこれを削除をしなければならぬというふうになっていると思うんですが、この逆に言えば規則で定めるとあるのであれば、この表の中に利用料が入ってきても、規則の中でどうあるべきだというのがあるんですけども、使用料を全部削ってしまうと規則の中でうたわれています。別にこれをつけないと単なる削除になってしまっているので、利用料はいりませんになっているよ。こういうときには規則の中で幾らだとうたわれている部分、そのようにつけないとみんな規約書をもってなりますので、ちゃんとこれをつけてくださいよ。これは金額的に高くなるんですか、安くなるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

変わっていません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

全く同じ。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

はい。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

だったらこれは別につくらないでもよかったということになっているということですね。前につくらない

でいいものを余計につくったということですね。

それとキャンプ場の管理者が変わったんですけれども、前に言っていた艇庫も保険等もちゃんと掛けていますかね。だれが見ているのかな。保険とかちゃんと掛かっています。キャンプ場の使用に関しても…。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

まだ艇庫に関しては保険の手続等でございます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

キャンプ場使用の場合、村でちゃんとまた傷害保険等のプールの利用した場合にとか、そういうときの保険は村でちゃんと掛けていますか、その辺は。それをちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平 優産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 優）

キャンプ場に入る人たちには保険は掛けてはおりません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

規則の中で料金を取ってやるわけだから、料金を取って入ってきまして、そこで何かトラブルがあった場合に保障をしないとイケないですよ。施設内ですからね。施設内だから何かあったときには賠償責任、保険というのが出てくるんですよ。そしてそこはこちらの施設でやはり管理者もこちらから雇っているわけですよ。そのときにこの使用料金は規則の中であるのに、そこで保険は掛けないでやっていますよ。事故が起きたら知りませんよでは通りませんけれども、そのままでもいいですかね。これには削減に関することは私はいいと思うんですよ。これは条例ですからね、でも規則の中にちゃんとそういうものは保険はどのぐらいまでしていますとか、どの範囲内で事故の場合はそういう施設の、万が一の事故の場合に補償しますとか、そういうものは規則の中にうたっているわけですよ。うたっていなかったらおかしいですよ。規則はあるんでしたら、相手に対する保障も相手がそういう過失によってたぶん相手が過失によって、施設を破壊した場合とか、損壊をした場合にはそれなりの賠償金を、ちゃんと書いてあります。使用例で使用規則の中で入った場合にはちゃんと何かあって、トラブルったときにでも賠償責任は生じますからそのときのものはちゃんと規則の中に設けておけるようにしてください。艇庫みたいにまた裁判に訴えるよとなったら困りますよ。はっきり言いますが、だから個人で雇うんですけれども、時間的にも何時から何時までですか、これではっきりしないと医療時間、同じ人が見るわけではないですから、その辺もちゃんとして後に向けて裁判に訴えられないようにしてください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第33号 座間味村くじらの里ふれあい広場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第34号 座間味村有償バス運行条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

今、有償運行のバスがないので、非常に観光客等困っておりますよね。第2条の中に3番目、座間味古座間味線、阿嘉北浜線があるんですが、1番目から5番目までずっと1年中走るんですか。それともこれに関しては規則というのはどこにも書いていなんですけれども。ただ、委任に関してはこの条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるとあるんですけれども、ほかのものは規則とか何とか全くないので、どこで決めてどうして、ただ値段だけは書いてありますけれども、時間も書いていないし、時間は別表に定めるぐらいは書かないとまずいんじゃないですか。と思うんですが、課長答えてください。

○ 議長(宮平秀保)

垣花 健政策調整監兼総務課長。

○ 政策調整監兼総務課長(垣花 健)

今の御質問にお答えします。まず1年中走るのかというお話ですよ。まず古座間味線、1番線のことにしましてはそれを利用されるのは観光客であるということがもちろん想定されると思います。そういう意味で1年中走るのかということをお聞きだと思うんですが、それについては先ほど金城議員からないとおっしゃっていたんですが、それは第8条を適用するというふうに御理解をいただきたいと思います。バスの運行時間とか、時期に応じた運行形態とか、細かいバス停留所の場所とか、そういうものについては別の規則で決めて利用者にはお知らせをしたいと思っております。もちろん運行開始までにはこれはちゃんと整理をいたします。

○ 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

これは第8条の委任ですよ。100%要するに委任するということになっておるわけですよ。村営の有償、運送と書いてありますけれども、それでいいんでしょう、これは。村営ではないと民間委託という言葉は出てこないわけですので、最初から村営で完全に民間委託、それを300円ずつで本当に引き合うかどうかというのはその人たちと話し合わないといけないんじゃないのかな。引き合わない場合には、また予算から幾ら出しますよというそういう話も出てくるわけですから、その辺の詳しいことは決めてありますかということ。

○ 議長(宮平秀保)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

この有償バス運行に関しましては、道路交通法ではなくて道路運送法が3年前か4年前に変更になりまし

て、従来行っていた有償運送バスができなくなったというところから話が始まっています。まず有償運送、当時は座間味村が陸運事務所から許可をいただいて、委託契約という形で売上もすべて委託契約した個人が売上もある。もちろん赤字の場合もちろん個人で背負うんですが、バスも自分のもの。個人でお互い何業者かでやっていた、というのができなくなったわけですね。その後どうするかということで、基本は民間にやってもらいたいということだったんですが、民間の場合はちゃんとした組織をつかって、資格を取ってバスをそれなりに改造するといういろいろなステップがあるんですが、このハードルが非常に高い。なかなか取れない状況が続いておりました。その中で座間味で1業者、阿嘉で1業者、タクシーを出てきた運行する方が出てきたんですが、それでもやはり足りないということで何名かの方は路線バスあるいは貸し切りバスの資格を取りたいということで頑張ってもらっておまして、ずっと私たちも取っていただけるのを待っていたんですが、なかなか取れない状況なんですね。そういうこともありまして、私たちのほうで有償運送バスというのはまだ制度としては残っていて、自治体でやればちょっと内容は違いますができるという。その有償バスも資格を取るのも個人が民間運航バスをやるよりもハードルが低かったものですからやろうということを決めております。ただ、これは先ほどのそこで質問の内容に移るわけですが、料金はある程度はここで決めているんですが、再度、料金それからバスの運行区間、期間、時間帯、それに関しては地域公共交通会議というのが立ち上げてくださいという決まりごとがございまして、そこには座間味村の有資格をしている方、行政、警察の方、それから総合事務局。今は陸運事務所長になったと思います。それと県の関係ですかね。そういう形で一つの組織をつかってこれからの方向性を出す。その方向性を出す第1段階としては私たちがこれをつくっているんですけども、その中でいろいろと話し合いを持ってバスの運行時間帯、いっそもう一度、金額に関してももう一度話をさせていただきます。それと改正に関してということで、規則はこれから細かいのは決めていく。この決めていく過程としては、まず私たちの中で素案をつくって、地域公共課に上げるという段取りになっておりますので、まだここまで詳細を公表ができないという状況でございます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

法律が変わったがために法律の改善されるべきものですが、あれは離島市町村には改悪な法律だったものですから、その業者も困って観光客も困ったという事実がありますので、再開されるに当たって警察の方もいらっしゃるので、とにかく安全で快適にみんなが運行ができるように業者の方も観光した方も快適に過ごされるような話し合いをしてください。個人個人の意見ばかりを聞いているとわがままな意見が出てきますので、今まではそれでぶつかって来てまとまらなかった部分がありますので、今度はまとめてスムーズにいくようにやってください。みんなが困らないように。私の質問は以上ですが、規則等できましたら議員の皆さんにもやはり早目に知らせるようにしてください。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

進行しますか。

（「進行」と言う者あり）

○ 議長（宮平秀保）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 座間味村有償バス運行条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第34号 座間味村有償バス運行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第35号 座間味村有償バス使用料徴収条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

○ 議長(宮平秀保)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 座間味村有償バス使用料徴収条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第35号 座間味村有償バス使用料徴収条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第36号 座間味村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

○ 議長(宮平秀保)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 座間味村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第36号 座間味村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第24. 発議第4号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める要請決議についてを議題とします。
朗読は省略します。

発議第4号

平成22年6月11日

座間味村議会

議長 宮平秀保 殿

提出者 座間味村議会議員
金城勝英
賛成者 座間味村議会議員
宮里順之

全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める要請決議について

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める要請決議

本県漁業者は、祖先から受け継いだ豊かな海を守り育てながら、その恵みを受けて、安全で良質な水産物の安定供給を担い、水産業の発展に努めてきたところである。

そのなかで、糸満市では漁業のまち、ウミンチュのまちとして長い歴史を誇り、本県水産業の先導的役割を果たしてきている。沖縄県マリノバージョン構想のもと、糸満漁港高度水産都市の形成を目指し、水産業の振興に力を注いでいるところであります。

しかしながら、近年の水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少、漁業地域の活力の低下、海洋環境の悪化などの問題に直面し、極めて厳しい状況にあります。

糸満市、豊見城市及び糸満市漁業協同組合は、南部地域の水産振興に寄与することを目的に「南部豊かな海づくり大会」を平成7年から継続して15回実施しているところであり、同大会において、全国豊かな海づくり大会の誘致に関する要請決議も行っている。

このように、全国豊かな海づくり大会の開催誘致は糸満市民、水産関係団体、経済界の悲願でもあり、県全体の水産業の健全な発展に新たな展望をもたらすものであります。

糸満市が水産業に果たしてきた先導的役割や海洋県にふさわしい水産業の更なる発展を図る目的から「全国豊かな海づくり大会」を沖縄県復帰四十周年記念事業として位置づけて、県内唯一の第三種漁港のある糸満市において開催されるよう強く要請する。

以上、決議する。

平成22年6月11日
座間味村議会

あて先 沖縄県知事 沖縄県議会議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める要請決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第4号 全国豊かな海づくり大会の開催誘致を求める要請決議については、原案のとおり可決されました。

日程第25. 発議第5号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。

発議第5号

平成22年6月11日

座間味村議会

議長 宮平秀保 殿

提出者 座間味村議会議員
中村秀克
賛成者 座間味村議会議員
金城善昇

消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書について

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書

日本の高齢者は、戦中・戦後の混乱期を生き抜き、子どもを育て、がむしやりに働いて日本経済の復興を支えてきました。特に沖縄県においては、日本国内で唯一地上戦を強いられ、更には戦後27年もの間、異民族の支配下で、筆舌に尽くし難い艱難辛苦を味わってきました。今、その多くが生きる不安にさらされています。

公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、定率減税の廃止等々相次ぐ税制改悪で、所得税・住民税の大増税に苦しめられ、これに伴う国保・介護保険料の増大と2008年4月から施行された「後期高齢者医療制度」等医療・介護改悪などの追い討ちに苦しんでいます。更に、重大な「消えた年金」問題は、国が積極的に国民の生活を守ってこなかったことが根本問題です。社会保険庁が日本年金機構に移行しても、国は責任を持ち、一人も残さず一日も早く解決すべきです。

日本の年金制度は、保険料を納められない人には年金を支給しないしくみで、無年金者・低年金者を生み出しています。今、すべての人に老後の生活を保障する最低保障年金制度の実現が、緊急の課題として求められています。とりわけ沖縄においては、アメリカの占領支配下で生まれた「本土との格差」問題を抱えています。国民年金、厚生年金保険で「沖縄復帰特例」が実施され、追納が可能でした。しかし、この時期に追納できなかった県民が、15万人にのぼります。

この人たちは現在、無年金者、低額年金者です。沖縄の65歳以上の無年金者は、約3万人で65歳人口の13%を占めます。全国平均の3倍近いものです。国民年金保険料の実納付率は、全国最下位の22.2%。5人に1人しか納付していません。免除率は、全国第1位の47.9%。無年金者、低額年金者が今後も増え続けます。

指定都市市長会は、2005年7月に「無拠出で、一定年齢で支給する最低年金」の創設を提案しました。また、全国市長会も2006年1月に最低保障年金制度を含めた年金制度の検討を国に要望しました。国連も日本に「最低年金」が無いことを指摘し、その改善を勧告しています。

軍事費や無駄な公共事業費を減らし、大企業や大金持ちへの優遇税制を改めて財源をつくり、消費税によらない最低保障年金制度を創設するよう強く求めます。

以上のような趣旨から、政府に対して、下記事項の実現を要望するものです。

記

1. 消費税によらない最低保障年金制度を一日も早くつくること。
2. 無年金・低年金者に緊急措置をとるとともに、生活実態に合わせて年金を引き上げ、また天引きをやめること
3. 「消えた年金」は、国の責任で完全に解決し、早急に支払うこと
4. 年金受給資格期間25年を10年に短縮すること
5. 年金課税を元に戻すとともに、大企業・高額所得者に応分の負担を求め、庶民増税・消費税増税をしないこと

以上

2010年6月11日

沖縄県座間味村議会

(宛先：内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第5号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第26. 発議第6号 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。

発議第6号

平成22年6月11日

座間味村議会

議長 宮平秀保 殿

提出者 座間味村議会議員

宮里祐司

賛成者 座間味村議会議員

金城英雄

子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書について

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書

女性特有のガンである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約9,000人が子宮頸がん罹患し、約2,5

00人が亡くなっています。その特徴のひとつは発症年齢が年々低くなっていることです。とりわけ20代、30代の若い女性の子宮頸がんが急増しています。

子宮頸がん発症の原因はHPV（ヒトパピローマウイルス）の持続感染によるものといわれています。このため定期的な検診とHPV予防ワクチンの接種によって、子宮頸がんはほぼ100%予防が出来る唯一のガンです。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが日本においても承認され任意接種が始まりましたが、半年間で3回の接種が必要であり、その費用が5～6万円と高額の上、全額が自己負担のため、国による公的助成を求める声が高まっています。

また早期発見のため、受診率向上に大きな成果がみられた「女性特有のガン検診無料クーポン事業」は2年目にあたる本年度から国負担が大幅に縮小され、地方財政に大きな負担がかかっています。2011年度までにガン受診率50%を国が指標しながら、これではガン対策の後退と言わざるを得ません。

よって国におかれましては、子宮頸がん「予防可能な唯一のガン」との観点から、その予防及び早期発見の施策を強力に進めていかれますよう、以下の項目について要望いたします。

記

- 一、子宮頸がん予防ワクチンの接種について全額公費助成を行うこと。
- 一、無料クーポン事業の継続、恒久化のための予算拡充を行うこと。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年6月11日

沖縄県座間味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第6号 子宮頸がん予防及び早期発見の施策推進を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第 27. 発議第 7 号 義務教育費国庫負担拡充のための意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。

発議第 7 号

平成 22 年 6 月 11 日

座間味村議会

議長 宮 平 秀 保 殿

提出者 座間味村議会議員

金 城 勝 英

賛成者 座間味村議会議員

宮 里 順 之

義務教育費国庫負担拡充のための意見書について

上記議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担拡充のための意見書

日々の教育の発展のために、御協力いただいていることに敬意を表します。

さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。

そのためには財政的な保障が必要であり、それは国としての義務です。しかし、前政権下における「三位一体」改革の中で教育的論議と国・都道府県・市町村の教育の役割をどう担うかの検討も充分なされないまま国庫負担金の大幅な見直しがされ、4 年前、国は義務教育の国庫負担率をこれまでの「2 分の 1」に削減しました。現在においても、地方分権・主権や道州制などの論議の中で、財源確保として国からの地方への「一括交付金」「教育一括交付金」等の問題が出されております。もし義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じています。特に、多くの離島へき地校を抱える本県は特に深刻な状況に置かれることが予想されます。

子どもたちの教育条件に地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。

つきましては、以下の事項を強く求めます。

記

- 一、義務教育国庫負担制度については、国の負担を堅持し、2 分の 1 以上に拡充すること。
- 一、次期教職員定数改善計画の策定に直ちに着手し、学校現場に必要な教職員を確保すること。

一、教育予算を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年6月11日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣、文部科学大臣

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号 義務教育費国庫負担拡充のための意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第7号 義務教育費国庫負担拡充のための意見書については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長(宮平秀保)

再開いたします。

お諮りします。ただいま宮里順之議員外1名から発議第8号 座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての件を提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題としたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

発議第8号 座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての件を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることを決定しました。

追加日程第1. 発議第8号 座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提出者の議員の説明を求めます。1番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

発議第 8 号

平成 22 年 6 月 11 日

座間味村議会

議長 宮 平 秀 保 殿

提出者 座間味村議会議員

宮 里 順 之

賛成者 座間味村議会議員

宮 里 祐 司

座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

上記議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提案理由

自治体の財政危機、議会や議員への住民の評価が厳しさを増す中、沖縄県内町村議会での議員定数削減の動向、座間味村の財政状況等及び人口の減少に伴う議員定数比率を勘案し、座間味村議会の議員の定数を 8 人から 7 人に改める条例を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

平成 22 年 6 月 11 日

条例第 12 号

座間味村議会の議員の定数を定める条例（平成 14 年 12 月 24 日条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

地方自治法第 91 条第 1 項の規定に基づき、座間味村議会議員の定数「8 人」を「7 人」に改正する。

附 則

（施行期日）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

以上、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮平秀保）

提出者議員の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号 座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第8号 座間味村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成22年第2回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 金 城 善 昇